

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、 10番、小林弘次君であります。

報第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 日程により、報第 3 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、報第 3 号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしました補正予算は、平成 18 年 8 月 9 日専決の平成 18 年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

専第 8 号 平成 18 年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）でございますが、浅黄色の補正予算書及びピンク色の補正予算の概要をご用意ください。

今回の補正予算の理由でございますが、平成 18 年 8 月 9 日の台風第 7 号災害復旧関連及び冷凍倉庫の課税誤謬に伴う市税還付金に関する補正でございます。

なお、台風第 7 号の被害等の概要につきましては、去る 8 月 30 日に開催いたしました全員協議会にてご説明させていただいたとおりでございます。

それでは、補正予算書の 1 ページをお開きください。

まず、第 1 条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,525 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6,619 万 6,000 円としたものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明させていただきます。

第2条、地方債の補正でございますが、4ページをお開きください。

第2表、地方債の追加補正で、公共水産施設災害復旧事業として、借入限度額 40万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりで借り入れするというものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の主な内容につきまして、補正予算の概要の2ページをお開きください。また、同概要の6ページから7ページに災害復旧経費集計表がありますので、あわせてご参照ください。

まず、歳入は、企画財政課関係で、このたびの災害に対する財源措置として、20款1項1目1節前年度繰越金を2,400万追加させていただきました。

次に、20款1項8目1節現年発生補助災害復旧事業債は40万円の追加で、先ほど起債の補正で触れさせていただきましたが、白浜板見漁港施設災害応急復旧に係る公共災害復旧事業債の借り入れであります。

次に、産業振興課関係といたしましては、15款1項3目2節水産施設災害復旧費負担金は85万4,000円の追加であります。

続いて4ページ、歳出でございますが、企画財政課関係では、12款1項1目予備費は4万3,000円の減額で、歳入歳出調整額。

次に、税務課関係では、20款2項2目市税徴収事務は366万8,000円の追加で、冷凍倉庫の課税誤謬に伴う市税還付金及び還付加算金であります。

次に、市民課関係では、30款5項3目災害対策事業(8月9日災)は93万8,000円の追加で、台風対応のための情報収集、自主避難場所受け入れ要因等、非常待機職員の時間外手当、消防団出動手当が主なものであります。

次に、福祉事務所関係では、30款5項1目災害救助事業(8月9日災)で4万円追加は、災害見舞金2世帯分であります。

次に、産業振興課関係では、10款1項4目公共水産施設災害復旧事業(8月9日災)で46万3,000円の追加は、このたびの白浜板見漁港公共災害復旧に係る設計業務委託、測量業務委託、応急復旧工事であります。

次に、10款1項5目単独林用施設災害復旧事業(8月9日災)は96万4,000円の追加で、林道の復旧作業の機械借り上げ、臨時雇い賃金が主なものであります。

次に、10款1項6目単独農用施設災害復旧事業(8月9日災)は127万1,000円の追加で、農用施設の災害復旧工事、機械借り上げ、臨時雇い賃金であります。

次に、建設課関係では、10款2項1目公共河川災害復旧事業(8月9日災) 150万円の追

加及び10款2項2目公共道路橋梁施設災害復旧事業（8月9日災）570万円の追加は、それぞれ復旧工事に係る測量業務委託であります。

次に、10款2項3目単独河川災害復旧事業（8月9日災）は16万1,000円の追加で、臨時雇い賃金、機械借上料等が主なものであります。

次に、10款2項4目単独道路橋梁施設災害復旧事業（8月9日災）は40万3,000円の追加で、災害復旧に係る臨時雇い賃金、機械借上料が主なものであります。

続いて、教育委員会関係といたしましては、10款3項2目単独学校施設災害復旧事業（8月9日災）は4万4,000円の追加で、白浜小のり面防護壁工事が主なものであります。

次に、10款3項3目単独幼稚園施設災害復旧事業（8月9日災）は43万9,000円の追加で、吉佐美幼稚園のり面工事、機械借上料等が主なものであります。

次に、10款3項4目単独社会教育施設災害復旧事業（8月9日災）は6万6,000円の追加で、臨時雇い賃金が主なものであります。

以上で専第8号の専決予算につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 専第8号の当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

諮第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、諮第1号につきましてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めるものでございます。

人権擁護委員法第6条には、人権擁護委員は 法務大臣が委嘱することになっております。また、第6条第3項には、市町村長は、法務大臣に対しまして、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとなっております。委員は5人おりました、任期は3年でございます。

今回、推薦をいたしたい方は、下田市東本郷1丁目6番 13号、和泉・子さんでございます。年齢は、昭和18年1月5日生まれの63歳で、再任でございます。

なお、現在の任期は、平成19年3月31日まででございます。

和泉さんは、昭和40年3月、玉川大学文学部を卒業され、昭和40年4月、静岡県賀茂村村立安良里中学校に奉職をされました。その後、賀茂郡内の中学校を歴任され、平成14年3月に退職をされました。退職後、平成16年4月より人権擁護委員となられまして、現在に至っております。

人権擁護委員として適任でありますので、重ねて推薦をするものでございます。ぜひともご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

#### 議第60号及び議第61号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第60号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置について、議第61号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） それでは、議第60号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置について並びに議第61号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置についてを一括してご説明申し上げ、ご理解賜りたいと存じます。

まず、議第60号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置についてにつきまして、お手数ですが、議案件名簿の13ページから17ページまでをお開き願います。

まず、議案説明に入ります前に、この議案を上程させていただきました経過概要等につきまして若干ご説明申し上げ、ご理解賜りたいと存じます。

ご承知のとおり、昨年10月31日に障害者自立支援法が成立いたしまして、11月7日に平成17年法律第123号として公布されたわけですが、障害者自立支援法第88条第3項に

規定する市町村障害福祉計画は、平成 18年度からスタートする計画でございます。したがって、本年度、18年度中に策定することが必要であり、また障害者基本法第9条第3項に規定する障害者計画につきましては、第1期を平成 10年度から 14年度、そして平成 16年度から平成 18年度までを第2期の計画として策定したところですが、障害福祉計画の策定に伴い、当該計画と障害者計画との整合性を図るため、第2期の最終年度でございます本年度におきまして、計画見直しのためのアンケート調査等の準備行為を行うこととしたものでございます。

また、障害福祉計画につきましては、当初、下田市単独での策定を考えておりまして、本年度当初予算におきましても、その考えで予算審議をいただきまして予算措置をさせていただいたところでございますが、その後、当該計画に盛り込むべき内容やサービス見込み量の基本的な考え方、数値目標の設定項目等、国から示されました具体的な考え方を受けまして、その内容を踏まえた上で検討させていただいた結果、下田市単独で計画を策定するよりも、賀茂地区の広域的な取り組みによる計画づくりの方が、合理性、効率性、そして経済性の面からも有利であるという判断から、賀茂地区関係市町で事前協議した結果、協議会を設置し、当該業務を共同処理することで合意形成が図られたため、障害者計画の見直しとあわせまして、広域で取り組んでいくこととしたいというものでございます。

したがって、この議会におきまして、予算の組みかえに係る補正措置に関しましても、後日、ご審議いただく運びとなっております。

なお、障害福祉計画の策定に当たりましては、本年6月 26日に厚生労働省告示によりまして基本的な指針が示されております。当該指針に即した形で計画策定を進めていくこととなります。

それでは、議案件名簿の 13ページでございますが、議第 60号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置について。

これは、普通地方公共団体相互間の協力を規定しました地方自治法第 252条の2第1項の規定によりまして、障害者基本法第9条第3項に規定する障害者計画及び障害者自立支援法第8条第1項に規定する障害福祉計画に関する業務を共同処理するため、別紙 14ページの規約(案)の内容のとおり、賀茂地区障害福祉計画等策定・推進協議会を設置することにつきまして、地方自治法第 252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、障害者計画及び障害福祉計画に関する業務を賀茂地区において

共同して行うためでございます。

それでは、議案件つづりの 14ページから 17ページまで、協議会規約（案）の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、14ページですが、この規約（案）を章立てにした理由につきまして、条文が全部で 22条にわたります。したがって、その内容と検索を容易にするため、内容の共通する条文をまとめて章立てにしたものでございます。

第 1 章、総則の第 1 条につきまして、この条項は協議会設置の目的規定でございます。この協議会は、障害者基本法第 9 条第 3 項に規定する障害者計画及び自立支援法第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画を賀茂地区共同して策定し、当該計画等に基づく施策の実施に関する事務の連絡調整を行うことにより、賀茂地区における広域的な障害福祉サービスの向上を図るため協議会を設置するという目的を定めたものでございます。

第 2 条は、協議会の名称は、賀茂地区障害福祉計画等策定・推進協議会と称するという規定でございます。

第 3 条は、協議会の構成団体に関する規定でございます。協議会は下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の 1 市 5 町で構成するというものでございます。

第 4 条は、協議会の担任する事務に関する規定で、協議会は第 1 条の目的を達成するため、第 1 号に規定する障害者計画等の策定に関する事務、第 2 号に規定する障害者計画等の実施についての連携、調整、情報交換に関する事務、第 3 号に規定するその他障害者計画等の策定、施策推進に必要な事務を担当することとしております。

第 5 条は、協議会の事務所に関する規定でございます。協議会の事務所は、協議会の会長の属する市町の庁舎内に置くというもので、協議会の会長につきましては、第 7 条の規定に基づき、1 市 5 町の長の協議により定めることとなっております。

第 2 章は、協議会の組織について規定しているものでございまして、第 6 条第 1 項で、協議会は関係市町の長をもって組織するとし、第 2 項におきまして、協議会の運営は賀茂地区 1 市 5 町の障害福祉行政を主管する課長が行うと規定し、協議会に関する実態上の運営につきましては、障害福祉行政主管課長による合議体により行うということを明記しているものでございます。

第 7 条は、協議会の役員に関する規定でございます。第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定してありますとおり、協議会に役員として会長、副会長及び監事をそれぞれ 1 人ずつ置くというものでございます。

第2項は、役員を選出に関する規定でございますが、会長、副会長及び監事は、賀茂地区1市5町の長が協議して定めた市町長をもって充てるというものでございます。

第3項は、役員の勤務の対応に関する規定でございますが、役員は非常勤とするものでございます。

第4項は、役員及び補欠の役員の任期に関する規定でございます。

第5項は、役員の任期が満了した場合に、再任を妨げないという容認規定でございます。

第8条は、役員の職務に関する規定でございますが、第1項は会長に関する定めで、会長は協議会を代表し、会務を総理するものでございます。

第2項は、副会長に関する定めで、副会長は会長の職務代理人、職務執行者となる旨を規定しているものでございます。

第3項は、監事に関する規定で、監事は協議会の会計を監査し、その結果について協議会に報告するという職務を定めたものでございます。

第3章は、協議会の会議について規定しているものでございまして、第9条は、第1項におきまして、協議会の会議は委員によりこれを行うと定め、これは構成団体それぞれの代表者の意向を踏まえた上で、実務的には委員により会議を進めるというものでございます。

第2項は、会議の招集権限と招集する場合の会議内容の周知について定めたものでございます。

第3項は、会議の定足数を定めたもので、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないものでございます。

第4項は、会議の議長についての規定でございます。理事長は、会長の属する関係市町の委員をもって充てるとしております。

第5項は、会議の表決についての規定であり、議事は出席委員の半数以上で決し、可否同数のときは議長が決するというものでございます。

第6項は、会議への関係者の出席要請と意見聴取等についての規定で、計画策定に際し幅広く意見、ご提言をいただくことができるという規定でございます。

第7項は、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項については、会議の中で決めていくことにするというものでございます。

第10条は、会議の幹事会に関する規定で、協議会の細部にわたる実務に関する事務処理等で、会議で定めるものを処理するため協議会に幹事会を置くというものでございます。

第11条は、協議会の事務局については、会長の属するところの障害福祉行政主管課に置く



という規定でございます。

第4章は、協議会の財務に関する規定でございます。第12条は、経費の支弁方法ということで、第1項において、協議会に要する経費は、関係市町の負担金その他の収入をもって充てると規定したものでございます。

第2項は、負担金の額の算定方法について定めたもので、経費の総額を均等割と障害者手帳所持者割の2つに区分し、それぞれ算出した額をおのこの市町が負担割合に応じて負担するというものでございます。負担割合は第1号と第2号に掲げてございまして、均等割を4割、障害者手帳割を6割とするものでございます。

第3項及び第4項は、負担金の交付先と交付時期について定めたものでございます。

第13条は、協議会の予算に関する定めで、第1項は協議会の歳入歳出予算の内容を規定したものです。

第2項は、協議会の予算の内容につきまして、透明性、公正性をより一層確保し、経理の厳格化を図るという観点から、協議会の予算は協議会事務局を担当する市町の一般会計予算に計上することとしたものです。

第14条は、歳入歳出予算の調製等に関する規定で、第1項は、毎会計年度ごとに歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会会議の審議を経なければならないというものです。

第2項は、協議会の会計年度に関する定めで、協議会の会計年度は普通地方公共団体の会計年度、すなわち毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるというものでございます。

なお、出納整理につきましても、普通地方公共団体に準じた取り扱いとするものでございます。

第3項は、協議会の会議を経た歳入歳出予算については、会長は速やかにその写しを関係市町に送付しなければならないという規定です。

第15条は、出納及び現金の保管に関する定めでございまして、第1項で、協議会の出納は会長が行うと規定して、協議会の出納の最高責任者としての立場を明らかにし、第2項は、協議会に属する現金は会議を経て定める銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならないと規定したものです。

第16条は、出納員に関する定めでございまして、第1項で協議会に出納員を置き、出納員は会長の属する関係市町の収入役の事務を行う者をもって充てると規定し、第2項において、出納員は会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務をつかさどると規定したものです。

第17条は、協議会の歳入歳出決算に関する定めでございまして、会長は毎会計年度終了後、

2カ月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならないという規定です。

第18条は、協議会の予算執行に伴う契約に関する定めございまして、協議会の予算執行に伴う請書または契約書の作成を必要とする契約は、協議会の会議を経なければこれを締結することはできないと規定しまして、予算執行に伴う契約行為に関する広域的な合議決済方法を明らかにしたものでございます。

第19条は、第12条から第18条までに規定する事項以外の協議会の財務に関しましては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続並びに会長の属する関係市町の財務に関する手続の例によると規定し、協議会事務局における財務事務の便宜を図っているものでございます。

第20条は、監査に関する規定で、第1項は、協議会の監査委員は、監事の属する関係市町の監査委員をもって充てるというものです。この規定について、協議会の監事は協議会の会計を監査することとなっておりますが、監事の属する関係市町の監査委員は、専門委員として協議会監事の職務執行に関する協力機能的な役割を担ってもらうということでございます。当該監事の属する市町の監査委員をもって協議会の監査委員に充てるというものです。

なお、協議会の予算は、会長の属する市町の一般会計に計上するものとしておりまして、当然のことながら、会長の属する市町の監査委員の監査を受けることとなり、この第20条の規定は屋上屋を重ねるような印象を与えますが、これは予算の仕組み、協議会予算と当該市町の予算という色分けをする必要があるためということでご理解いただきたいというふうに考えております。

第2項は、月例監査の規定で、協議会監査委員は、毎月例日を定め、協議会の出納を検査することができるという規定、この場合において監事は、検査結果に関する報告を会長、副会長、その他関係市町の長に報告しなければならないというものです。

第3項は、会長は、第1条の決算に関する規定により作成した協議会の決算を、協議会決算監査委員の審査に付さなければならないとし、ここにおきましても、協議会の監査委員と会長の属する市町の監査委員との二重チェック機能が働くこととなります。

第5章は、補則でございまして、第2条第1項は、協議会が解散した場合の措置ということで、協議会が解散した場合においては、関係市町がその協議によりその事務を承継し、この場合において、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するというものです。

第2項は、第1項の規定による決算をした場合には、事務を承継した市町の長においてこれを当該市町の監査委員の監査に付し、その意見を徴しなければならないというものです。

第22条は、協議会はその会議を経てこの規約に定めるものを除くほか、協議会に関して必要な規定を設けることができるという補則を定めたものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項の施行期日につきまして、この規約は、平成18年10月1日から施行するものですが、ただし書きにおきまして、協議会設置に係る準備行為を規定した市、ただし、協議会に関し必要な手続その他の行為は、この規約の施行の前日においても行うことができるという特例を定めております。

附則第2項は、任期の特例に関する規定で、第7条第4項本文の規定、これは役員の任期を2年とするという定めでございますが、議決をいただいた場合に、協議会発足が年度の途中となります関係上、初回の役員の任期は平成20年3月31日までとし、任期を年度の終期に合わせて調整するものでございます。

附則第3項から第5項までは読みかえ規定で、第3項は、この規約施行後最初に開かれる協議会の招集は、第9条第2項中「会長」とあるのは「西伊豆町長」と読みかえるものとし、第4項は、負担金算定に係る障害者手帳所持者の基準日について、第12条第2項において予算の属する前年の10月1日と定めてあるところですが、協議会設立年度における障害者手帳所持者の基準日は本年4月1日とするものです。

また、第5項におきまして、協議会設立年度である平成18年度の協議会予算に関し、第14条第1項ですが、「年度開始前」とあるのは、既に年度が始まっていることから、「この規約施行後速やかに」と読みかえるものでもございます。

以上が議案についての説明ですが、協議会の運営に関する細部の取り決め、また費用負担の考え方につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページから3ページまでをお開き願います。

1ページ、2ページは規約(案)第6条第2項に規定する協議会の運営に係る運営委員会設置要綱(案)でございまして、第1条は、運営委員会の設置を規定したものです。

第2条は、委員会の組織に関する規定で、委員会は、規約(案)第3条に規定する関係市町の障害福祉行政主管課長をもって組織するものです。

第3条は、委員会の役員に関する規定で、第1項で委員会の委員長、副委員長を置くこと定め、第2項は委員長、副委員長の選任方法を規定し、第3項は委員長、副委員長及び補欠役員の任期を定め、第4項は役員の再任に関する規定です。

第4条は、委員長及び副委員長の職務に関する規定で、第1項は委員長の職務を、第2項は副委員長の職務を定めております。

第5条第1項は、委員会の会議の招集と議長に関する規定で、第2項は委員会の会議の定足数について定め、第3項は議事の表決に関する規定です。第4項は委員会会議への関係者の調整と意見聴取に関する規定でございます。

第6条は、委員会庶務に関する規定、第7条は、委任に関する定めでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めておりまして、この要綱は告示を予定しておりますので、告示の施行日を規定するものでございます。第2項は初回の役員の任期の特例を定めたもので、第3項は初回の会議については、組織委員会 ということから、西伊豆町健康福祉課長が招集するというものです。

なお、先ほどの規約にもございましたように、西伊豆町につきましては、事前の打ち合わせの中で、西伊豆町が本会の障害福祉計画等の策定推進協議会の事務局を担当するというところで合意がなされているからでございます。

説明資料の3ページは負担金に関する説明でございますが、計画策定等に係る経費予定額は360万円で、これを1市5町で負担し合うものですが、負担割合の考え方は、均等割4割、障害者手帳所持者割6割ということで、今回の負担割合に関して人口割という考え方は考慮に入れておりません。

なお、予定事業費に対する1市5町の負担金額と手帳所持者の割合につきましては、一覧表で示してあるとおりでございます。

なお、障害福祉計画と障害者計画の策定内容でございます。障害者計画は見直しのためのアンケート実施に係る設計調査、集計、分析と今後の需要の予測、障害福祉計画につきましては、本年6月26日の厚生労働省告示第395号で示された基本的な指針に即し、障害者の平成23年度における社会生活以降、一般就労への移行に関する周知目標の設定、各年度における障害福祉サービス、相談支援の必要量の見込みと見込み量確保のための方策、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、計画達成状況の点検及び評価の方法等を盛り込んでいくこととしております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第60号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、議第61号 加茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置についてご説明申し上げます。

まず、相談支援事業の具体的な内容でございますが、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の9ページをお開き願います。条例改正関係等説明資料、9ページでございます。

障害者相談支援事業というタイトルで、そのナンバー3のところをご覧いただきたいと思いますが、事業の具体的な内容を(1)から(7)まで掲げてございます。福祉に関する情報提供や相談、各種支援策に関する助言、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などの事業でございます。

これらの事業を実施するためには、それぞれの障害分野におきまして、専門的な知識を有する人材による対応が必要となるわけでございますが、下田市直営での人材確保が極めて困難なため、指定相談支援事業者へ委託する方法により実施することとし、実施に当たっては、下田市単独で委託するよりも、広域的な取り組みによることが合理的、効率的であり、また経済的であるという判断から今回の議案の提出に至ったものでございます。

それでは、議案件名簿の18ページをご覧いただきまして、議第61号 加茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置について。

普通地方公共団体相互間の協力を規定した地方自治法第252条の2第1項の規定により、障害者自立支援法第7条第1項第1号に規定する相談支援事業に関する業務を共同処理するため、別紙規約(案)に示す内容のとおり、賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会を設置することにつき、地方自治法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地域の障害者の福祉に関する相談支援事業を賀茂地区において共同して行うためでございます。

それでは、お手数ですが、議案つづり19ページから22ページをお開きいただき、規約(案)の内容につきましてご説明申し上げます。

19ページですが、まず規約を章立てにした理由ですが、先ほどと同じ理由でございます。

第1章、総則の第1条につきまして、この条項は、この規約の目的規定でございます。この規約は、障害者自立支援法第7条第1項に規定する相談支援事業を効率的、効果的に共同実施するため協議会を設置し、賀茂地区における広域的な障害福祉サービスの向上を図るという目的を規定しているものでございます。

障害者自立支援法第7条第1項とは、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として次に掲げる事業を行うものとするという規定でございまして、それを受けて、第1項第1号から第4号まで各号を列記してございます。第1号におきまして、障

害者等の相談支援、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業が規定されているものでございます。

規約（案）第2条は、協議会の名称は、賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会とするという規定でございます。

第3条は、協議会の構成団体に関する規定で、協議会は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の1市5町で構成するというものでございます。

第4条は、協議会の担任する事務に関する規定を3号立てで定めておきまして、第1条の目的を達成するため、協議会は、相談支援事業の適正な運営に関する事務、相談支援事業に係る情報の提供・交換に関する事務、その他相談支援を実施するために必要な事務を担当するというものでございます。

第5条は、協議会の事務所に関する規定でございまして、協議会の事務所は、協議会の会長の属する市町の庁舎内に置くというもので、協議会の会長につきましては、第7条の規定に基づき、1市5町の長の協議により定めることになっております。

第2章は、協議会の組織について規定しているものでございます。

第6条は、第1項におきまして、協議会は、関係市町の長をもって組織するとし、第2項におきまして、協議会の運営は、賀茂地区1市5町でそれぞれ障害福祉行政を主管する課長をもって行うと規定し、先ほどの議案の説明と同じ内容でございます。

第7条は、協議会の役員に関する規定でございまして、第1項の第1号から3号までに規定してありますとおり、協議会に役員として、会長、副会長、監事をそれぞれ1人ずつ置くというものでございます。第2項は役員を選任に関する規定、第3項は役員の勤務の対応に関する規定でございます。第4項は役員及び補欠の役員の任期に関する規定、第5項は任期満了に伴う役員再任の容認に関する規定でございます。

第8条は、役員の職務に関する規定でございまして、第1項は会長に関する定め、第2項は副会長に関する定め、第3項は監事に関する規定でございます。

第3章は、協議会の会議について規定しているものでございまして、第9条は、第1項におきまして、協議会の会議は委員によりこれを行うと定め、これは相談支援事業の具体的な運営方法等について、構成団体それぞれ代表者の考え方を踏まえた上で委員による会議によって決めていくというものです。

第2項は、会議の招集権限と会議を招集する場合の内容の周知について定めたものです。

第3項は、会議の定足数を定めたもので、第4項は、会議の議長についての規定でござい

ます。議長は、会長の属する関係市町の委員をもって充てるとしてあります。

第5項は、会議の表決についての規定であり、出席委員の半数以上で決し、可否同数のときは議長が決するというものでございます。

第6項は、会議への関係者の出席要請と意見聴取に関する規定、第7項は、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項については、会議の中で定めていくというものです。

第10条は、協議会の事務局に関する規定でございます。

第4章は、協議会の財務に関する規定でございます。第1条は、経費の支弁方法ということで、第1項において、協議会に要する経費は、関係市町の負担金その他の収入をもって充てると規定したものでございます。

第2項は、負担金の額の算定方法について定めたもので、経費の総額を先ほどと同じ均等割と障害者手帳所持者割の2つに区分して算出した額を、それぞれの市町が負担割合に応じて負担するというものです。負担割合は第1号、第2号に掲げてあるとおりでございます。

第3項及び第4項は、負担金の交付先と交付時期について定めたもの。

第12条は、協議会の予算に関する定めで、第1項は、協議会の歳入歳出予算の内容を規定したものです。

第2項は、協議会の予算の内容につきまして、先ほどと同様、透明性、公正性をより一層確保し、経費の減額を図っていく観点から、協議会の事務局を担当する市町の一般会計予算に計上するとしたものです。

第13条は、歳入歳出予算の調製等に関する規定で、第1項は、毎会計年度ごとに歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会会議の審議を経なければならないというものです。

第2項は、協議会の会計年度に関する定めで、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるというもので、出納整理についても、地方公共団体に準じた取り扱いとするものです。

第3項は、協議会の会議を経た歳入歳出予算については、会長は速やかにその写しを関係市町に送付しなければならないという規定です。

第14条は、出納及び現金の保管に関する定めでございまして、協議会の出納は会長が行うと規定し、協議会の出納の最高責任者としての立場を明らかにしたものです。

第2項は、協議会に関する現金は、会議を経て定める銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならないという規定です。

第15条は、出納員に関する定めでございます。第1項で、協議会に出納員を置き、出納員は会長の属する関係市町の収入役の事務を行う者をもって充てると規定し、第2項において、

出納員は会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどると規定したものです。

第16条は、協議会の歳入歳出決算に関する定めでございます。毎会計年度終了後、2月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならないものでございます。

第17条は、協議会の予算執行に伴う契約に関する定めございまして、予算執行に伴う請書とか契約書の作成を必要とする契約は、会議を経なければ締結することができないという規制を設けました。予算執行に伴う契約に関する広域的な合議決済方法を明らかにしたものでございます。

第18条は、1条から17条までに規定している事項以外の協議会の財務に関しては、地方自治法第9章でございますが、ここで定める普通地方公共団体の財務に関する手続並びに会長の属する関係市町の財務に関する手続の例によると規定し、協議会事務局における財務事務の便宜を図っているものでございます。

第19条は、監査に関する規定で、第1項は、協議会の監査委員は監事の属する関係市町の監査委員をもって充てるというものです。この規定を設けた理由は、先ほどの説明と同様でございますので、省略させていただきます。

第2項は月例監査の規定、第3項は会長は第16条の決算に関する規定により作成した協議会の決算を協議会監査委員の審査に付さなければならないとして、協議会の監査委員と会長の属する市町の監査委員との二重チェック機能を働かせたものでございます。

第5章の補則は、第20条第1項で協議会が解散した場合の措置を規定しております。協議会が解散した場合においては、関係市町がその協議会によりその事務を承継し、この場合において、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するというものです。

第2項は、第1項の規定により決算をした場合には、事務を承継した市町の長において、これを当該市町の監査委員の監査に付し、その意見を徴しなければならないというものです。

第2条は、協議会に関して必要な規定を設けることができるという補則でございます。

次に、附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、平成18年10月1日から施行するものですが、ただし書きにおきまして、準備行為を規定しております。

附則第2項は、任期の特例に関する条項でございます。

附則第3項から第5項までは読みかえ規定でございまして、これは規約(案)と同様の内容でございます。

以上が規約議案につきましての説明でございますが、協議会の運営に関する細部の取り決



め、また費用負担につきましての考え方でございますが、条例改正関係等説明資料により 若干ご説明申し上げます。お手数ですが、条例改正関係等説明資料の4ページから6ページをお開き願います。

まず4ページ、5ページは、規約(案)の第6条第2項に規定する協議会の運営に係る相談支援事業運営委員会設置要綱(案)でございまして、第1条は、運営委員会の設置を規定しております。

第2条は、組織に関する規定で、委員会は、規約(案)第3条に規定する関係市町の障害福祉行政主管課長をもって組織するものです。

第3条は、委員会の役員に関する規定でございます。第2項は委員長、副委員長の選任方法、第3項は委員長、副委員長及び補欠役員の任期、第4項は役員の再任に関する規定です。

第4条は、委員長及び副委員長の職務に関する規定で、第1項は委員長の職務、第2項は副委員長の職務を定めております。

第5条、第1項は委員会の会議の招集と議長に関する規定、第2項は委員会の会議の定足数、3項は委員会の議事の表決に関する規定、第4項は委員会の会議への関係者の調整と意見聴取に関する規定でございます。

第6条は、委員会の庶務に関する規定、第7条は、委任に関する定めでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めておりまして、先ほどと同様、この要項につきましては、告示することと予定しております。この告示は平成 18年10月1日から施行するというものです。

第2項は、初回の役員の任期の特例を定め、第3項は、初回の会議については、組織委員会ということで、東伊豆町の住民福祉課長が招集するというものでございます。この協議会の事務局につきましては、事前の協議の中で、東伊豆町が取りまとめを行うということで合意がなされておりますので、東伊豆の住民福祉課長が招集するというものでございます。

説明資料の6ページは負担金に関する説明でございます。均等割4割、障害者手帳所持者割6割、予定事業費に対する1市5町の負担金額と手帳所持者の割合につきまして、一覧表で示したとおりでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第6号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第 60号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置についてに対する質疑を許します。

1番。

11番(梅田福男君) 非常に長くて、わかるようでわかりにくいようなお話ですけども、これは障害者自立支援法の施行でというのが出てきましたね。そこで、福祉サービス、この障害者の中には非常に負担率が大きいんだということで、この施行後、需要を中止しようかという動きが起きていることは事実ですね。

こういうことを考えて、この協議会というのは独自の負担軽減というものを進めようとするものなのかどうか、その辺をお伺いします。

議長(森 温繁君) 番外。

福祉事務所長(糸賀秀穂君) 今、梅田議員ご指摘のとおり、障害者自立支援法 そのものの意義につきましては、いろいろ議論を呼んでいるところでございます。確かに制度の変革の中身が、障害者の負担をこれまでの制度と比較して非常に増大させる内容であるということが、大きな論点となっているところでございます。

この件につきましては、国とか県で示している考え方につきまして、我々もその考え方に一応同調するという立場で発言させていただきますけれども、一応負担割合、1割負担という問題につきましても、障害者の皆様方それぞれいろいろな立場の方がいらっしゃるわけでございます。いろいろな立場の方がいらっしゃる中で、それぞれがやはり社会の一構成員として社会へ参画していただけるということが一つの大きな考え方でございます。

これまでは応能負担という大きな考え方の中で、能力に応じて負担していただくということでございましたけれども、今回は応益負担という、そのサービスを受けたたびごとに負担しなければならないという、そういう制度に大きく変わってきておりまして、これがいろいろ各方面で議論を呼んでいるわけでございますけれども、この考え方につきましても、一定の所得に応じた負担の上限枠というものを定めておりまして、これはやはり 低所得者に対します配慮というものは、一方で手厚いものといえるかどうか、これは評価の分かれるところでございますけれども、一定の制度の枠組みとしてそういった配慮もしているという中でご理解いただきたいというふうに思います。

それで、この障害福祉計画の策定につきましては、ただいま説明で申し上げましたとおり、障害者自立支援法に基づきまして、各自治体、18年度をスタートとして計画をしていかなければならないということで義務づけられております。この義務づけられた計画策定に向か

いまして、それでは下田市単独で行ったらいいい のか、あるいはもっと広域的な視点からこの計画づくりを考えた方がいいのかというところでいろいろ検討させていただいた結果、この障害者の皆様方にサービスを提供する社会的な資源、こういったものが、やはり賀茂地区の中にいろいろそれぞれ違う形で存在していると、この共通した社会資源を、やはり有効に活用していくためには、広域的な計画づくりで取り組んでいく方が合理的であろうと、また、それによって経済的なメリットも図ることができるという、そういう考え方で今回、広域的に計画づくりに取り組んでいくということで議案を提案させていただいたところでございます。

議長（森 温繁君） 1番。

11番（梅田福男君） そうすると、大方の方々が値上げというか、負担が多くなるわけなんですけれども、そこへ行きますと、今まで所得の低い方々はきつくなると、こういうふうに判断してよろしゅうございますか。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 既に、福祉サービスにつきましては、昨年の10月施行ということで一部施行されているものもございます。その中で、国から示されている、例えば生活保護世帯につきましては、月額の利用負担は無料でございますとか、あるいは市町村民税の非課税世帯につきましては、上限額は1万5,000円とか、そういった所得の区分によって福祉サービスを受ける場合の負担上限額は決められております。

また、今年、この10月からスタートする地域生活支援事業とか、そういったサービスにつきましても、これと同じ内容の負担上限額を設けるということで、現在その準備を進めているところでございますが、これは当然下田市だけの独自の所得に応じた負担割合ということではなくて、やはり広域的に隣の町も、その隣の町も同じような形で配慮をする必要があるのではないかとということで、現在調整をさせていただいているところでございます。

議長（森 温繁君） 1番。

11番（梅田福男君） 非常に難しいことなんですけれども、低所得者の方々、この協議会というのは、低所得者の方々の軽減部分を、協議会の中で援助するというのはおかしいけれども、ある程度のことを、協議会の皆さん、低所得者の方々が補う部分をこの協議会の中で今後安くしていこうという、こういうものなのかどうか、1点は。

それから、もう一つは支払方法、今までは月払いのような格好でやっていたけれども、これもやはり今までどおりでよろしいのかどうか、その点をお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） この協議会の中で、低所得者に対する負担の問題についていろいろ議論するのかというご質問でございますけれども、この事業を始めるに当たりまして、もうあらかじめこういったいろいろな階層に対しまして、どういう負担制度を構築していくかということは、事業が始まる前に、この 10月 1日からもう始まるわけですから、その前に決めておきませんとならないということで、もう既に現在、 10月 1日前に決定していくということで、現在調整をしているところでございます。

それから、サービスの月額のお考えでございますけれども、これまでは月単位で一応考えておりましたけれども、今回、サービスにつきましては、制度改革によりまして、日日単位でカウントされる形になります。ということは、障害をお持ちの方が、サービスの支給量につきまして、この人は月額どれぐらいのサービスを受ける必要があるのかどうかということのアセスメントした上で決定して認定いたします。認定されたサービスしか受けられなくなるわけなんです。ですから、申請して、私はこういったサービスを受けたいという申請をしていただきまして、その申請を受けて、じゃこの方にはこういったサービスがどの程度の量が必要なのかということで行政が認定しまして、その認定したサービスの範囲の中でやっただけという形になって、それに伴って負担をいただくという形になります。

ですから、具体的には、例えば今すぎのこ作業所がございまして、 22名通所しております。これまでは補助金という制度で、予算の範囲内ということでやっておりました。ところがこの 10月からは、これは転換します。要するに補助金制度がもうなくなるわけです。事業所として、自立支援給付サービスを受けるような形で移行しなさいという形になりまして、一応予算の範囲内という補助金制度から、今度は義務的な形の、サービスを提供したら予算がなければ補正して支払うという制度に今度は変わります。

この場合、これまでは補助金ですから、今 22名の方が月に、全部が全部職場に就労していても、補助金はそっくり予算の中でいったわけなんですけれども、これからは 1人当たり 1日幾らとカウントされますので、例えば今日は病気で休んだという形になれば、その分給付費が減らされると、そういう仕組みになるわけです。要するに事業所の努力というものが必要になってくる。それからサービスのバラエティーに富んだサービス提供が必要になってくるという、そういうことになるかと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

13番。

13番（大黒孝行君） 若干お伺いします。

この委員会付託の、難しい議案ですし、結構中身というのは厳しいものがあるかと思えます。

そこで数点お伺いしますが、この計画等策定推進協議会の組織のありように、組織の運用に関する条例の制定だと思んですが、その中に計画策定・推進にかかわります対象者ですね、障害を持たれるご本人を含め、家族を含めて、その方々の意見の組み入れというのはどの範囲でやられるのか。それはどういうところでやっておられるのかお聞きします。

また、ただいまの支援法に基づく通所所の……だということでございますが、そのことにおきまして、多少……施設利用料が10%徴収されるわけでございますが、そのことに対する利用者の不満等、そういうことがあるのかないのか。

なお、利用者が減ったということはないか。この間の報道によりますと、全国で百人、待機的には考えている方が百九十数名とか、それぐらいの幅で利用をちょっと考えていますよと、実際少ない給料手当から、その払う負担の方が大きくなると、弁当も持参するとか、そういう方法もいろいろと障害者の方でやっているような問題がございます。そういう面も含めて、少しお聞かせください。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） まず、今の大黒議員の第1点のご質問でございますけれども、障害をお持ちの方、あるいはそれを取り巻いていらっしゃるご家族の方々につきましても、さまざまなご意見、ご提言、考え方をどのような形でくんでいくのかというところのご質問かと思えますけれども、現在、下田賀茂地区には、障害保健福祉圏域連絡調整会議という会議を組織しております。これは、県の総合庁舎の中に賀茂健康福祉センターがございますけれども、これが事務局でっております。この会員は、さまざまな障害者団体を含んでおりまして、また、公共職業安定所とか、あるいは教育関係の機関とか、社会福祉協議会とか、民生委員協議会とか、さまざまな団体が所属しております。

先ほどの規約（案）でも説明申し上げましたとおり、意見を徴する場合の条項を設けてございますので、協議会の方で、こういった観点から意見が、要するにパブリックコメントが必要になるという形になれば、この連絡調整会議を活用させていただきまして、幅広いご意見を承りたいというふうに考えております。

それから、自立支援法によります1割負担が生じた結果、全国的な動きとしまして、新聞

報道等もされておりますけれども、サービスを受けたくても受けられない方が出てきているという実態は、報道関係で目にし、耳にしているところでございますけれども、ありがたいことに、圏内ではそういった声は今のところ届いておりません。また、そういったご 不満がないような形で福祉を手厚く、できる範囲の中で手厚く進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） わかりました。ただ、こここのところの新聞報道によりますと、つくし学園の建てかえ等々の問題で、大変父兄が努力をして、街頭等の募金活動も含めて、聞くところによりますと、市長さん初め、議長さんを初め、県にも要望活動もなさっていらっしゃる。大変厳しい財政の中でも、そういう方の父兄方が募金をしなければならない、そういう厳しい環境にあると。皆 さんお仕事していらっしゃる中をさいて、そういうことで金を集めて何がしかのお手伝いのできる部分、補てんできる部分というような、そういうことをしなければならない福祉政策というものは、私はかなり疑問を感じているものですから、これはまた今度の議論になろうかと思いますが、ぜひ報われる、救われる、ありがたいなというような、これは雇用促進法の中でも、自立支援法が特にこうやって負担を求める限りは、雇用の問題、法定雇用率を確保しなさいと、そういうことで一般質問等でも議論させていただきましたが、そういう兼ね合いで見ましたところ の職場の対応、どういうものを考えていらっしゃるか、現況の施設以外に、それがありませんでしたらお聞かせください。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 今、議員のご発言の中にもございましたように、つくし学園の施設整備につきましては、各界各方面の、本当に多大なるお力添えをいただきまして、現在施設整備に向けて着実に歩を進めているところでございます。これには当然、親の会さんもお支援が必要なわけございまして、親の会さんにもご理解いただきまして街頭募金ということで、新聞にも報道されておりますけれども、 ありがたい活動をしていただいているところでございます。

新たな障害福祉施策の展開という中で、このつくし学園の施設整備に関連しまして、現在のつくし学園は知的障害児の施設でございますけれども、この中で、もう 18歳を超えて、一番年長の方でもう三十半ばの方もいらっしゃる、そういう状況でございます。成人施設が必要であるということで、今の段階の計画では、者の施設を 30人、新たに整備する。さらに、

自立支援法の意図するところでございます社会生活への移行という考え方、これを受けまして、生活寮、今の施設から離れて、独立した生活を維持していくための施設、そういった施設を県のご支援をいただきながら建てていきたいというふうに考えております。

またさらに、この法体系の変化によりまして、これまで1つの施設で朝から晩まで作業をし、寝泊りしてきたところでございますけれども、これを日中の活動の場というものを手当てしなさいということで、さらに日中活動の場としての通所の更生施設、これも現在考えているところでございます。

これらの一体的な施設整備によりまして、相当程度、圏域にいらっしゃいます障害をお持ちの方にとりましては、かなり前進した福祉サービスを楽しむことができるのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） 下田市はそういう面ではかなり遅れていると私は思います。県なんかへ行っても、喫茶コーナー等々でいろいろとそういう方が働いていただくと、そういう機会と空間を、また利用する方も楽しんでいらっしゃる。そういうゆとりと社会全体で包み込むような、そういう施策に全く欠けていたものですから、この支援法をきっかけにして、ぜひとも障害を持たれる方のお父さんやお母さん方、また兄弟の方々が社会に向かって、若干言葉が悪いかもしれませんが、以前は少し隠すというね、そういう方法でなくて、私はつくしなんかもあるような隔離政策じゃだめだという考えを持っていますもので、その辺も踏まえてどんどん皆さんが、普通に、今課長が言われたように生活できる、そういう社会の構築を目指して頑張ってください。これ要望でひとつ。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） この賀茂地区の障害者策定・推進協議会の設置は、提案いただきましたように障害者基本法及び障害者自立支援法に基づくものだと、こういう説明でしたが、具体的には国の指針に基づく計画づくりであると、こういうぐあいに言われています。

そうしますと、国の指針はどういう方向をまず目指しているのか。下田賀茂地区に照らしていえば、その指針が障害者のどこのどういう施設、あるいは在宅の活動をどのように推進をさせようという方向が出ているのか、あるいは切り捨てようというような方向の指針が出ているのか、その点をまず明らかにしていただきたい。指針に基づいてこの計画がつくら

れるということであれば、その指針がどういうものか。しかもこの自立支援法 89条によりま  
すと、市町村だけではなく、県の障害者福祉計画をつくると、こういうことになっていると  
思うわけです。

したがって、県の方向というのは、どういう形になっているのか。しかも、第1期、平成  
10年から14年、あるいは第2期の15年から18年は、それぞれ市町村で障害者福祉計画をつく  
ってきた。それが今度は合同してつくろうということでございますから、どこでどういう形  
で、一緒になってやる方がいいんだということの議論がされたのか、しかもその内容は、  
今経済性、賀茂圏域で共同して行うことが経済的にいいんだと、こういう一まとめにまと  
めた説明だったかと思いますが、やはりそういうことだけではこの結論は出せないんじゃない  
かと思うわけです。

具体的にいえば、精神障害者の現状はどうなっているのか、知的障害者の状態はどうなっ  
ているのか、あるいは身体障害者の実情がどうなっているのか、施設や家庭での整備を含め  
てですね。そういうことと言えば、授産施設で言えば、下田にあるだけではないと思うわけ  
です。河津にもある、東伊豆にもある。既に各町村で自分たちごとの障害者計画を立てて、  
福祉の前進のために進んできているわけですから、そこでの整合性はどのように図られ  
ているのかということが第2点目の質問をしたいと思うわけでございます。

第3点目は、この計画の根本的な欠陥であると私は言えると思うわけですが、各町村の長  
が最高責任者だと。その人に、第2条ですか、協議会の運営は関係市町の障害福祉行政主管  
課長が委員として行うんだという形になっております。下田市及び他町村の、一緒にやろう  
という町村の障害者の福祉主管課長というのは、組織的にどういう仕組みになっているのか  
ということとあわせて、やはり福祉計画をつくるのに、障害者の実態とニーズに見合ったこ  
の計画をぜひ立てていただきたいとだれしも思うところだと思うわけです。そうしますと、  
その委員に障害者の団体や障害者のそれぞれの人たちの、あるいは施設経営者あるいは障害  
者代表、父親の会とかいろいろございますけれども、そういう障害者の代表の方がこの計画  
づくりに委員としてきちりと参加ができるような、そういう仕組みは当然この中にあって  
しかるべきだと思うわけです。

ところが、国の方針に従って、一方的にサービスを切り捨てていく、そういう計画をつく  
るのであれば、この規定で結構でしょう。しかし、本当に障害者のための計画をつくってい  
くんだという姿勢を示そうというのであれば、その代表者をこの計画づくりの委員の中に入  
れないという考え方は、全くおかしいんじゃないかと思うわけですが、この点をどのように



審議がされてきているのかということについてお尋ねをしたい。

それから、第3点にして、賀茂郡でやるのがベターである、よいという結論に出たとしても、どういうわけで当面西伊豆町長が責任者として最適であるのか、どこでまたどのような形でこれらのものが判断され、決定をされてきたのか、県の指導等はどのような形になっているのか、非常にこの官僚的といいますか、上から押しつけ的な組織であって、本当に障害者の意見を酌み取ろうというような姿勢がこの条例の中に、残念ながら読み取れないというような印象を受けるわけですが、この点はいかがであるか。

さらに、この計画づくりが解散の規定を持っているということは、具体的にどういうことを想定して解散の規定を設けているのか。法律に基づき計画をつくっていくという組織であれば、どういうわけで解散の必要があるのかというような疑問も持ちますし、むしろ単独でつくっていて、賀茂郡下の協調を図るというような方向とそうでない方向と、当然仕組みとしては出てこようかと思うわけです。

そういう点で、やはり賀茂郡下の行政の共同処理をしていくということは、必ずしも否定されるべきものではないと思うわけですが、福祉関係の中で、恐らくこれが共同してやるというのは初めてのケースではないかと思うわけですが、介護保険の認定制度とか、いろいろ老人の高齢者福祉計画とかもあろうかと思いますが、それらのものがなぜ共同でできず、これが初めてこの賀茂郡が共同でやるという提案になったのか、その違いといいますか、説明がなかなか理解しがたいという思いがありますので、ご説明をいただきたいと思 います。

以上です。

議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質疑の途中ですが、10分間休憩したいと思います、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 9分休憩

午前11時19分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第60号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 沢登議員、ご質問が非常に多項目にわたっておりますので、答弁漏れがございましたらご指摘いただきたいと思いますというふうに思います。

まず、障害福祉計画等の策定に当たりまして、国の指針はどのような内容かというご質問かと思えますけれども、これは先ほどの説明の中でもお示ししましたとおり、この6月26日に厚生労働省告示第395号という形で指針が示されております。

この指針の理念でございますけれども、これまで障害者等というのは、社会的な弱者という、そういった観点から社会保障の面を考えてきたと、そういう嫌いがあったのではないかとということでございますが、障害者の方々、これらの方々についても、これからは自立と社会参加を基本とするような施策を講じていく必要があるという、そういう基本的な理念がございます。そのために、障害者の自己決定と自己選択を尊重するようなサービス体系の提供、それからこれまで身体、知的、精神という3つの法体系の中で、ある意味ではばらばらに運営されてきました障害福祉行政を一元化していくと、3障害に係る制度の一元化を図っていくということでございます。

この一元化についての計画の内容の中に盛り込んでいく必要があるということと、それから、現在非常に行動範囲も、さまざまな交通網等の発達あるいはグローバル化の発展の中で、一地域だけにとどまっている状態ではないということございまして、ですから、全国どこでも、できれば均質なサービス提供ができるような方向での施策が望ましいと、こういった考え方がございます。こういったサービスの均てん化を図っていくような施策も計画の中に含めているというところでございます。

また、大きな流れとしましては、先ほども触れましたけれども、これまでの施設へ抱え込むような、あるいは施設へ閉じ込めておくような福祉施策であってはならない。できるだけ社会参加の道を広げていくべきであるということ、福祉施設から一般就労への移行を推進していくための内容、あるいは施設に入っている方につきまして、あるいは在宅で生活している方につきましても、日中活動の場というものがなかなか見当たらないというところで、日中活動できるような場所を新たに設置していく必要があるのではないかとというような内容が示されています。障害者の社会参加あるいは地域社会の理解の促進、精神障害者の地域生活への移行といったさまざまな項目が示されているわけでございますけれども、これらについて、数値の目標量、サービスの見込み量、こういったものを織りまぜながら計画を策定していくという形になります。

それから、具体的な例を挙げて、授産所の関係が出ましたけれども、賀茂圏内には知的的の

授産施設が3カ所ございます。河津、東伊豆、西伊豆、それから精神障害者の社会復帰を図るための施設が南伊豆の差田に1カ所ございます。下田にも、すぎのこ作業所でございますけれども、下田の通所授産施設は法人でございます。あとの先ほど申し上げました河津、東、西、南の作業所は無認可でございます。

この無認可の施設につきまして、この法律によってどのような動きをしていくのかということでございますけれども、これまでの補助金制度というのが基本的には廃止されるわけでございますので、新たに自立支援給付事業所としての生き残りのための展開を図っていく必要があるわけですが、施設の規模とか、運営の実態等を見ると、なかなか移行ができないという状況があるわけございまして、これらについては、今後とも補助金制度を継続していただけるように、現在県の方に強く働きかけを行っているところでございます。

それから、協議会の組織に関しましては、もちろん協議会組織は各構成団体の首長さんで組織していくものでございますけれども、実際の運営につきましては、この首長さんの意向を十分踏まえた形で、概念的には、委任を受けた形で各障害福祉行政の主管課長が進めていくという形をとらせていただいたものでございます。

それから、障害者等あるいは施設経営者等の計画づくりへの参画につきましては、先ほどの梅田議員の質問のときにも答弁させていただきましたけれども、賀茂地区には障害保健福祉圏域連絡調整会議という会議がございます。この会議は、賀茂郡あるいは下田市の身体障害者の福祉とか、手をつなぐ育成会とか、あるいは精神障害者の団体であるあしたば会とか、あるいは各施設、さしだ希望の里、つくし学園、すぎのこ、松崎の十字の園といった施設の代表者も参画しております。また、さらに民生委員の団体、社会福祉協議会、それから各行政機関、教育機関、こういった組織が入っている、全部で30団体入っている団体がございます。この団体に計画の内容につきましてご審議をお願いするという、そういう予定をしているところでございまして、幅広いご意見、ご提言をいただけるものと確信しております。

それから、どうして西伊豆町に事務局を設けたのかということでございますけれども、実はこれまで障害者計画につきましては、賀茂郡下におきましては、郡で共同して計画をつくってきた経過がございます。その計画づくりにつきましては、それぞれ輪番制で事務局を担ってきたという経緯がございまして、今回この障害福祉計画等策定につきましても、これを経過を踏まえた中で西伊豆町をお願いするという形となったものでございます。

それから、官僚的な組織ではないかという印象を受けるというご指摘でございますけれども、決してそのようなことはございません。我々計画づくり に携わっていく中におきまして

は、十分障害者あるいは取り巻く家族の方々、そういった方々のご意向を踏まえた中で、同じ視線あるいはそれよりも下がった視線の上に立って計画づくりを進めていくという気持ちを持っているところであります。

それから、解散の規定がどうしてあるのかというご質問でございますけれども、この計画づくりというものは、今後とりあえず障害福祉計画、当面3年間ということをつくっていくわけでございますけれども、それができ上がって、その進捗状況等の検証等が終わった段階で、新たな見直しの時期が来たときに、じゃ、この組織でまた継続していくのか、いかないのかという議論が出てくるところでございます。

そういった中で、これからは独自に進めていくべきであるとかいう話になれば、当然解散ということが出ますので、その辺の問題を視野に入れて規約（案）として示させていただいたものでございます。

また、単独で計画づくりができないのかというご質問でございますが、ご承知のように、非常に狭い圏域でございます。下田市の人口2万6,000余、それから賀茂全体を合わせましても7万8,500人程度の人口でございます。この少ない人口の中で、共有する社会的な資源というものが非常に多いわけでございます。これらの共有する社会資源をどういう形で使っていくのかということになりますと、当然それぞれの地方公共団体が考えている目標量とかサービス量とかのすり合わせが必要になってまいります。このすり合わせが、広域的に取り組んでいく中で円滑にできるという、そういうメリットもあるわけございまして、その他先ほども申し上げましたけれども、経済的な観点からも非常にメリットがあるというふうに考えているところでございます。

それから、このような共同で設置する組織については初めてではないかということでございますけれども、この3月の議会の中で、障害者の自立支援のための認定調査会、これも現在下田賀茂で認定調査会という形で共同で設置させていただいております。

また、ご承知のように、大きな意味では、一部事務組合ということでつくし学園、共立湊病院、消防、斎場、プラント等々設置しておりまして、また事務委託という中で大きく下田賀茂郡で第2次救急医療の組織を立ち上げております。またさらに、南伊豆広域市町村圏協議会という組織を設けておりまして、南伊豆の将来についてのいろいろな議論をその中でさせていただいているところでございまして、決して初めてのケースではないということでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 国の指針が自立支援を求めるといふものであると、社会参加をより一層促進するんだと、こういう一言で言えばご説明もいただいたかと思うわけですが、具体的なやはり施設から社会的な参加の条件が伴っていないにもかかわらず、国の方の指針は、施設から 7%を目安に措置されている人を路頭に迷わすような方向が出ていようかと思うわけです。

具体的に言えば、河津浜病院の入院者や、あるいは南伊豆病院にいる方々の対応というか、そういう精神障害者に対する方向づけというのは、社会参加というんでしょうか、そういうものは具体的にどういう方向でこの指針は示そうとしているのかということだろうと思います。

さらに、西伊豆町が担当するということからいえば、福祉事務所を持って専門に単独町として福祉行政を進めているのは下田市以外、この賀茂郡下ではないんではないかと思うわけです。あとは県の民生事務所というような形での指導のもとに進めてきていると、その行政をですね。そういう仕組みではないかと思うわけですが。

そのような観点で、先ほども賀茂郡下の無認可の授産施設の県からの補助金のお話が出ていましたけれども、この計画でいえば、当然県も障害者福祉計画をつくると、各町村の計画づくりやあるいはその実施についての支援をする、援助をするという規定になっていようかと思うわけですが、そういう点では、大変この賀茂郡下における県の指導、あるいは援助というのは大きな力を発揮すると思うわけですが、そういう点でどのような方向が示されているのか、現時点ではまだわからないということもあるかもしれませんが、その点について、わかる範囲でお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、なかなか単独でつくるのが無理だということのご説明をいただいたわけですが、どこでどういう指導を受けてこういう方向が打ち出されたのか、あるいは首長、それぞれの市長さんや町長さんたちが集まってこういう方向を出したのかということのご答弁をいただいている。内容的にはこれがいいんだという説明を受けましたけれども、そういう結論がどういう手続を踏んで、どこでどういう結論を出してそういう方向が出されていたのかということもご答弁をいただいているような気がしますので、再度その点をお尋ねしたいと思います。

それから、賀茂地区での連絡協議会、30団体も入っているということであれば、やはりその代表者を委員として、最高の決定機関である計画づくりの委員として迎えるというのは当

然である。意見さえ聞けばいいのではなくて、自らそこに参加していただくというような規定に、ぜひ内容を変えるべきだというぐあいに思うわけですが、そのところはだれしも当然そう考えると思うわけですが、それをなぜ外しているのか。30団体から意見を聞けるからいいんだというようなご答弁だったわけですが、やはり一般的な判断としては、そういう判断はむしろしないのではないか、そういう人たちに直接参加していただくということが、この計画づくりの根本である、こういうぐあいに思うわけです。

そういうことからいえば、第1次、第2次の計画は既に市単独でつくってきているわけですので、そのときの計画づくりはどんな形で進められたのか、あわせて参考資料としてお尋ねをしたい。そういうことから照らしても、この条例案はちょっと矛盾がありはしないかと、官僚的だと言われる内容を含んでいるのではないかと、このように思うわけです。

以上、再度お尋ねいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 自立支援とか社会参加を標榜している指針、その条件を整備する必要があるというところがございますけれども、まさしくそのとおりでございます。というのは、施設入所者の7%の削減とか、精神障害者の社会参加への移行というお話が出ましたけれども、ご承知のように、国の方では精神障害者につきましては、現在7万床、ベットを減らすという形で動きを進めておりますけれども、これは今の入院患者の実態を見ますと、社会的な入院を余儀なくされている患者さんが多いのではないかとこのところでございます。

これは高齢者につきましてもそうなんですけれども、社会的な形での入院をされている方をどう一般の社会生活に移行させていくのか、受け入れていくのかということが非常に大きな課題でございまして、当然それらも含めた形で、この計画の中に道筋を示していきたいというものでございます。

それから、福祉事務所、当然下田市は社会福祉法の中で必置ということで福祉事務所を設けておりますけれども、この西伊豆が事務局になったということ、決して福祉事務所を持っているから、それなりの高度な業務が遂行できるとか、持っていないからだめなんだというところではなくて、この合議的な共同設置という意味合いからいえば、一つの事務局だけにお任せするのではなくて、それぞれの団体がさまざまな角度から支え合いながら、あるいは助言、意見を言い合いながら進めていくというところがございます、その辺の危惧は持っておりません。

それから、県の計画づくりにつきましては、これは当然静岡県の計画をつくるためには、各圏域の数値の目標量とか、あるいはサービスの必要量とか、そう いったものをある程度持っていないと県の計画はつくれないわけでございます。現在、県の方から、障害者の実態あるいは施設入所者の状況等につきまして調査が参っております、その調査の回答をしたところでございます。これを受けて、県の方である程度の、今後考え方が示されていくのではないかというふうに思います。

それから、このような共同設置については、どこでどのような形で持ち出されてきたのかというところでございますけれども、これは、この自立支援法の施行を受けまして、何回となく事務担当者レベルで話し合いを持たせていただいております。その事務担当者レベルでの話し合いの中で、この計画づくりをどのように進めていったら一番いいのかという議論が出た中で、やはりこれまで賀茂地区においては、障害者計画については共同してつくってきた経過がある。下田市は独自につくってきたんですけれども、今後やはり下田市も含めた、より広域的な視点、観点から計画づくりを進めていく必要があるのではないかということから、そういった意見を踏まえた上で決裁をいただきまして、このような提案になったものでございます。

それから、連絡協議会があるとはいいいながら、きちん とした組織で意見を求めるべきではないかというご質問でございますけれども、ご承知のように、行政施策に対して意見を求める機関として附属機関というものがございまして、附属機関の委員さんは非常勤の特別職でございまして、報酬を対価として支払った上でいろいろな貴重なご意見、ご提言を承るような流れになっているわけでございますけれども、今回あえて附属機関として設けなかった理由は、附属機関として設けますと、当然下田市の附属機関ではなくて、それぞれの附属機関をそれぞれに設けなければならないという形になるか、あるいはどこか で附属機能的なものを今度は共同設置しなければならないという形になります。

そういう難しい手続あるいは煩雑な仕組みをつくるよりも、既にある組織の中で、それと同等のあるいはそれ以上の意見を聞くことができるのではないかとということで、これは県の方ともご相談した上でそういう形にさせていただいたものでございます。

それから、第2期の計画づくりはどのような形で進めたのかということでございます。下田市は新障害者計画ということで、平成 16年度に策定しておりますけれども、これは下田市独自の附属機関ということで諮問いたしました、その答申を踏まえて計画を策定したものでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 事務レベルで十分話し合ってきてこの計画は練られたものだというお話を聞きましたが、その練られた中身ですね、やはり連絡協議会の方々や障害者の直接の担当者を入れようという議論がその会議の中で一言も出なかったと、そういうぐあいに理解をせざるを得ないと思うわけですが、そういう状態なのかということをお尋ねしたい。

そういうことになりますと、この計画づくりは、各町村の福祉関係の課長さん 方が集まって、この3つの部分の、精神、知的、身体計画をつくっていくと、こういうことになると思いますが、そういう体制が職員だけでどのように進められるのかということがますます疑問になっていくわけですね。僕が心配するところの、県の指針に基づく数値目標で数値のみをそこに表現をしていくという計画づくりになりはしないかという危惧が出てくるわけですが、そうでないような仕組みというのが日程的にも、体制的にもどのような形で進める確認というんでしょうか、保証されているのかということをお尋ねをしたいと思えます。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） この事務担当レベルでの話し合いの中で、当事者を参画させるような議論は出なかったのかというご質問かと思えますけれども、そういったことはございません。当然、話し合いの中で、当事者の意見をどのように計画の中に反映させていかなければならないのかと、これが最も大きな課題でございます。当然そういった課題に対しまして、どういう姿がよりあるべき姿ととして望ましいのかという議論はさせていただきました。

その中で、繰り返しになりますけれども、賀茂地区には、先ほど申し上げましたように、圏域の連絡調整会議というものがあつたということで、この会議を活用して、当然案をつくつた段階で、この連絡協議会の中に案を示させていただいて、その中で十分いろいろなご意見、ご提言、議論をしていただくということで予定しているものでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成 の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 60号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の設置については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 61号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置についてに対する質疑を許します。

13番。

13番（大黒孝行君） 説明資料の中で少しお聞きをいたしたいんですが、この事業内容です、ね、専門的職員、社会福祉士、保健師、精神の保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するに必要と認める者等 とありますが、今現在がどういう形態で、どういう体制で、どういう人員配置で、各賀茂1市5町がなっているものか、お伺いいたします。

もう1点は、24時間支援の項目がございます。2番目の住宅入居等の支援等のサポートの方でございますが、これが今の説明を聞いていると、2次救急等を念頭になさっているのかなという聞き方がされたものですから、夜間における緊急の対応は必要となる場合における相談の支援、関係機関との連絡調整等々の必要支援を行うというのは、どういうものを念頭に置かれているか、ちょっとお伺いさせていただきます。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 現在の相談支援の実態でございますけれども、まず身体障害

者につきましては、中伊豆リハビリテーションセンター、こちらへ業務委託して、身体障害者の方の福祉機器とか、あるいは制度のサービスの適用とか、そういった相談をしていただいております。

また、知的障害者につきましては、伊豆つくし学園にスマイルという名称で、地域療育支援センターというものを設けておりまして、これは県の補助金で運営している事業でございますが、これがございます。さらに、精神障害者につきましては、南伊豆病院の道路沿いに立っております地域生活支援センター、これは現在国の補助事業で運営されているものでございまして、精神障害者につきましては、そこで対応している状況がございます。

この自立支援法の10月施行に伴いまして、これらの補助金がなくなってくるというところで、例えば精神障害者につきましては、現在地域生活相談支援センターのふれあいという南伊豆病院の併設施設でございますけれども、これが現在国から2,200万円ほど年間もらっている事業が、この10月で補助金が来なくなります。半分の1,100万円で、それ以後来なくなります。ですから、10月から運営ができなくなるというところで、そうすると、この相談支援について、市町村の必須事業として10月からなるわけでございますので、このフレアイの方に事業をお願いして、継続していくという方向を考えているものでございます。

この共同設置につきましては、2次救急との関係が、参考にしたのかどうかというところで……。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 要するに先ほどの沢登議員の質問の中で、こういった広域的な取り組みをしている事業があるのかないのかというご質問を受けた中で、2次救急につきましても事務委託という形で下田賀茂でやっているという、そういうご答弁をさせていただいたものでございますか、当然今回の相談支援事業につきましても、交付金という形で国の方からお金が流れてきます。これは、事務局を担当するところに受けていただいて、それで各それ以外のところについては負担金という形で、この第2次救急医療と同じような仕組みをとっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） じゃ、今の話によると、ほとんどが各市町村で支援機能を強化するというのは、具体的にはかなり財政的にも厳しいと、ゆえに、合理的、何だっけ、さっきの課長のおっしゃった、合理的で財政的にも有利だという、そういうふうな発想になって、賀

茂郡下でまとまって、何がしかのそういうものの対応をしていきたいと、かなり利用者に関しては厳しい形がこれからも続き得るといふ、よくなるというよりも、結構厳しくなっていくんじゃないかという思いがするんですが、その辺の認識はいかがですか。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 今議会で後日またご審議いただきます補正予算の中に、この事業を計上させていただいております。これは、半年分の負担金ということでお願いしているところでございますけれども、ご承知のように、相談支援事業というのは、人がなければ仕事が進まないものでございまして、人をお願いするという形になると、相当な経費がかかるわけです。まして、専門的な知識を有する方でございますので、それ相当の負担もしなければならぬということでございます。

ですから、これが将来的には広域で負担していくよりも、自分のところで囑託とか、あるいは非常勤とか、そういった形で人材が確保できれば、そういった相談支援事業を直営でできるのではないかとというようなことも想定できなくはございません。それについては、今後の推移を見ながら、どういう方法が一番適正かつ効果的であるのかということを見きわめていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） この注意書きのところ、システムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場としての設置そのものには財源の補てんがあると、そういう注意書きがわざわざございますが、協議会を設置することに 関しては交付税で措置しますと。その結果を受けて、施設をいろいろと仕掛けをしていく中では、その交付税はどのような関係になるのか、わかれば、よろしいですか、お願いします。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 大黒議員のご質問の7ページの資料の下から2番目の（注1）地域自立支援協議会についてのご質問かと思っておりますけれども、将来的には、この地域自立支援協議会の中で、当然この地域の障害福祉計画のサービスはどうあるべきか、あるいはつくった計画がどのように進捗しているのかという、そういうチェック機能を果たすような機関を設けていくというふうに現在のところ認識しております。

これにつきましても、下田市単独でこの地域自立支援協議会という形をつくっていくのか、あるいは広域で進めていくのか、まだその辺は具体的になっておりませんが、今後こういっ

た協議会をつくっていただきまして、その協議会をつくった場合には、当然財源は交付税により措置するということでございますけれども、これがどの程度なのかということは、現段階ではわかりません。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 賀茂地区の障害者福祉計画が策定されて、その計画に基づいて自立支援の事業を、その一分野ということになるかと思いますが、進めていくこの規定ということの提案だと思えます。

この中の現状について、まず 1 点お尋ねをしたいと思えます。

目的の第 1 条、障害者に対する在宅福祉サービスの利用援助という文言が書いてあるわけですが、その中に、ピアカウンセリング、障害者による障害者のカウンセリングということだろうと思えますが、このサービスが賀茂圏域で実際になされているのかという点と、このようなサービスが実現できる対応があるのかという点をまずお尋ねをしたいと思えます。

そして、介護保険の方の包括支援センターといいますが、そういうものも実現がされているのかと思えますが、それらの支援とこれに基づく障害者への支援との関連というのはあるのか、ないのか。あるとすれば、どのような形態が想定されるのかという点を第 2 点目としてお尋ねをしたいと思うわけでございます。

それから、この協議会は、やはり第 6 条ですか、組織というので協議会の運営は関係市町村の障害行政主管課長が行うということになっていまして、附則 で読みかえ規定で東伊豆町長に当面は会長になっていただくと、こういう規定になっているようですが、前回の経過とこれを見ましても、何か賀茂郡下の首長で回り持ちをしているのかなというような思いを免れない。本当にだれが会長になっていただくのがいいのかという議論のもとに決定されたのかなというのは疑問を持つわけでございますが、この支援事業を進めていくのに、最高責任者になっていただくわけですので、どういう対応のもとに、東伊豆町長が当面の会長になされたのかお尋ねをしたいと思えます。

そして、前回と同じ 20 条にも解散の場合の措置ということがあるわけでございますが、解散というのは、3 年計画で、やはり 3 年のスパンで解散の可能性を想定をしておるのかどうか、あわせてお尋ねをしたいと思えます。

やはり、ここの問題は、自立支援が結局措置から一定のサービスの認定を受けて進めてい

くというところが大きな違いといいますが、ポイントの違いになっていようかと思うわけです。そういう点で、障害者の皆さんが自己負担が増えてきて大変であるというような問題が出てきて、サービスが受けられないと、こういう思いがこの相談事業に多く当然出てこようかと思うわけです。

そうしますと、そういう相談を、この支援運営協議会はどのような形で受けとめてくれるのか、あるいはそういうものはとても受けとめられませんよ、切り捨てるだけですよということになるのか、あわせてお尋ねをしたい。

そういう点では、施設運営では中では既に給食ですか、食事等は自前で持ちなさいということで、恐らくこの地区でも月額にして1万あるいは2万あるいは3万というような支出が、今までゼロであったものが増えるというような実態も出ていようかと思うわけでございますけれども、そういう点の現実の実態の把握をされていれば、あわせて報告をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（森 温繁君） 質問者をお願い申し上げます。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩したいと思います、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） それでは、午後1時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議第6号に対する質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 沢登議員からのご質問の中で、障害福祉計画づくりと、それから地域生活支援事業の、今回の議案を提案させていただいております相談支援事業の関係でございますが、直接的な関係というのは、障害福祉計画と相談支援事業という形はございません。相談支援事業は、地域生活支援事業というのが法改正によりまして、10月から市町村の必須事業ということで、相談支援事業をしなければならないということでございまして、それを受けての相談支援事業の実施ということでございます。

それで、先ほど申し上げましたけれども、これまでは 3 障害それぞれ別々に相談支援をしてまいりました。さらに、市におきましても、独自に相談員を設置して事業展開をしているところもございますけれども、これらをさらにより専門的、高度な相談内容まで踏み込んだ形での事業展開をしていくということで、これを共同事業として取り組んでいくというものでございます。

それから、その相談の中のピアカウンセリングのご質問でございますけれども、ご承知のように、ピアカウンセリングというのは 1970年代にアメリカの方で叫ばれてできてきた制度でございます。障害を持つ当事者自身が、自分自身の痛みとか、悲しみとか、苦しみとか、喜びを相談者とともに分かち合えるような形で相談業務を執行していくということでございますけれども、下田市におきましては、現在、身体障害者相談員、それから知的障害者相談員を設けております。身体障害者相談員 5 人、知的障害者相談員 1 人でございますけれども、いずれも障害をお持ちの方あるいは家族に障害をお持ちの方という形で相談員になっていただいております。その辺については、従前からピアカウンセリングをしているところでございます。

さらに、包括支援センターと今回の相談支援事業との関係でございますけれども、ご承知のように、包括支援センターという組織、この 4 月から直営で立ち上げたわけでございますけれども、地域における総合的なマネジメントの中核的な機関としての役割を担うものでございまして、よく言われますワンストップサービス、窓口の一元化ということで、基本的にはこの包括支援センターが第一義的な窓口となって相談の業務を受け付ける形にはなりません。行政の窓口の機関としてはそういう形になります。ただ、この地域包括支援センターは、介護保険法の中で位置づけられた組織機関でございますので、その辺、障害者基本法あるいは自立支援法という中でのこの相談支援事業というものは、おのずから性格を異にするという面はございますけれども、行政の窓口に来た場合には包括支援センターでまず受け取らうと、そして交通整理をしていただくということを考えております。直接相談支援の窓口として考えております受託機関での相談もあわせて行っていくというものでございます。

それから、東伊豆町にどうして事務局を担っていただくのかということでございますけれども、これは担当者レベルでの話し合い、あるいは担当課長を交えてのさまざまな協議の中で、東伊豆町さんをお願いすることになったわけでございますが、現状、介護認定審査会につきまして、東伊豆は河津と東伊豆、それから西の方は松崎、西伊豆という形で介護認定審査会を持っております。この事務局はそれぞれ河津町と松崎町という形でやっています。そ

れから、南伊豆町につきましては、差田でございますあしたば作業所ですね、このあしたば作業所の運営の事務局として南伊豆町にやっていただいております。下田市は、ご存じのように、障害者の認定審査会の事務局を持っております。そういったことも勘案いたしまして、今回、福祉計画については西伊豆町、それから相談支援につきましては東伊豆町さんでということをお願いをするものでございます。

それから、自己負担の問題ですけれども、この自己負担については1割負担、今後具体的にどの程度影響が出てくるのか、その辺を十分推移を見ながら、当事者等からのご意見等がございましたら、そういったご意見について協議会の方に上げまして、さらに改善のできるものについては改善をしていくような協議を進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、食事の自己負担の問題につきましては、もう議員ご承知のとおり、さまざまな分野で公費の投入というものはなくなっている状況がございます。そういった背景を受けまして、この辺についてはやむを得ないのではないかとというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 今、ご答弁いただきましたように、国の定めました自立支援法が、施設に入所している人たちをこの5年間で7%社会参加させるという名目で、実態的に社会に放置をするというようなことにならないようお願いをしたいと思います。実態はそういうことで、施設の方は補助金が減り、そこに入所をしていた人たちは自己負担が増えると、こういう国の方向が出てきているわけですから、こういう状況に対して、自治体としてどう障害者の皆さんを守っていくのかという観点が一番必要であると思っております。

そういう考えからいきますと、なかなか今回出されていますのも、国の指示どおりの提案ではないかというような疑問を呈せざるを得ないわけでございます。それで、具体的な話としては、子供や大人の対象ということもあろうかと思いますが、福祉事務所ではそれぞれ保育所持ちだと。学校施設としては、幼稚園や小学校あるいは中学校と いう施設があるわけですから、保育、教育現場におきます子供たちの教育の現場の障害者が健常児の中というふうな方向も一時あったかと思うわけですが、こういう問題の相談というのは教育委員会や福祉事務所と、自立支援法に基づきます支援事業との関係というのはどのような形態になるのか。

それから、多くの人たちが障害者の認定の何級というようなものを持っていないにしても、なかなか仕事につけないと、ひなたぼっこしているよと、時々お手伝いをしているよと、近所ですね。そういう方々というのはいらっしゃると思うわけでございます。そういうきちんとした障害の認定までに至らないけれども、実際は就労につけずにいらっしゃるという方が多く、皆さんも目にするかと思うわけですが、そういう方々への支援事業との関係、手の差し伸べというのはあるのか。そういうことが、この場所で議論されるようになるのかという点をあわせて最後の質問としたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 社会参加という名目で社会へ障害者を放り出さないようにしてほしいという思いは、これは福祉に携わる人だけではなくて、皆さんお持ちだ と思います。そういった気持ちは十分体しながら仕事をさせていただきたいというふうに思います。

それから、国の指示どおりの提案ということでございますけれども、保育所あるいは教育機関等の障害児に対する問題をどのように対応していくのか、取り組んでいくのかということでございますけれども、これを9月に下田市の方の療育の立場から組織を設けるような形で要綱をつくりました。議会が終わりましたら第1回目の会議を開く予定で、現在関係機関と調整を進めているところでございまして、この関係機関の中には、市の担当部署、それから教育委員会、それから県、その他施設の職員、こういった方々を構成員としまして、これからの療育指導の適正化に向けて、新たに第一歩を踏み出していくという運びになっております。

それから、障害者の就労の問題でございますけれども、確かに就労の場がなく、福祉的な就労ということで日常生活を送っている方も多数いらっしゃるわけでございますけれども、実はこの11月18日なんです、静岡県の宅老所というところが主催しまして、障害者、特に知的に重点化した形でございますけれども、の雇用場の確保というシンポジウムを下田の総合庁舎で計画をしております。この中には、当然ハローワークの職員も参画いたしまして、これからの障害者の就労についてどうあるべきか、特に今光を当てておりますのは、介護の現場でこういった障害者が働けるような余地がないかというところを、まず焦点を当てまして、講演会を開く予定でございます。

こういった動きをこれからも加速させながら、障害者の就労の問題について対応してまいりたいというふうに考えています。



以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 61号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会の設置については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議第 6 2 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 62号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

観光交流課長（藤井恵司君） それでは、議第 62号についてご説明いたしますので、議案書の 23ページを、恐れ入りますがご覧いただきたいと思います。

下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。  
提案理由ですが、指定管理者制度導入及び使用料見直しに伴う所要の改正並びに条文の整備を行うためであります。

説明資料の方で説明をさせていただきますので、説明資料の 11ページ、12ページをご覧ください。

左のページが改正前、右のページが改正後となっております。

それでは、第1条中「（以下「交流拠点施設」という。）」を削ります。

第2条中、「交流拠点施設」を「下田市外ヶ岡交流拠点施設」に改めます。

次に、17ページ、18ページをお願いいたします。

第17条を第24条とし、第16条を第18条とし、18条の次に19条から23条の5条を加えます。  
指定管理者、第19条、市長は、交流館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に交流館の管理を行わせることができる。

第2項、前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、第5条、第6条及び第13条から第17条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

次に、利用料金、第20条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により、指定管理者に交流館の管理を行わせる場合においては、交流館の利用者及び入館者は、利用料金を納めなければならない。

第2項、市長は、交流館の利用料金を当該施設の指定管理者の収入として収受させることができる。

第3項、利用料金の額については、第7条及び第8条に規定する額を超えない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

第4項、利用料金の減免及び還付については、第9条及び第10条並びに第11条の規定に準じ、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

次に、20ページをお願いいたします。

指定管理者が行う業務の範囲、第21条、第19条第1項の規定により、指定管理者に交流館の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

第1号、使用の許可に関する業務。

第2号、交流館の維持管理に関する業務。

第3号、利用料金の徴収に関する業務。

第4号、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務。

指定管理者が行う業務の例外、第22条、指定管理者は、市が災害対策のため交流館を使用することとなったときは、市長の指示に従わなければならない。

指定管理者が行う管理の基準、第23条、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に交流館の管理を行わなければならない。

次に、17ページ、18ページに戻ってください。

第15条中、「使用者、入館者及び入場者」を「使用者等」に改め、第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第16条の前に第15条を加えます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

入場の拒絶又は退場、第15条、市長は、使用者、入館者その他交流館を使用する者（以下「使用者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

第1号、他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、動物の類を携行する者。

第2号、前号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従わない者。

第13条第4号中、「その他特に」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げます。

次に、第9条第2項第1号中、「学校等」を「市内等の学校等」に改め、同項第2号中、「公立小中学校及び」を「公立小・中学校（市内等の公立小・中学校を除く。）又は」に、「生徒」を「児童又は生徒」に改め、同項第3号中、「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、第9条を第10条とし、第10条の前に第9条をつけ加えます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

使用料の減免、第9条、市長は、特に必要があると認めるときは、別表1に定める会議室等使用料及び売店等使用料（売店使用料は除く。）を減免することができる。

第2項、前項に規定する使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。

第1号、市、南伊豆町若しくは河津町の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共催で使用するとき。全額免除。

第2号、市内、南伊豆町内又は河津町内（以下「市内等」という。）の保育所、幼稚園又は小・中学校（以下「学校等」という。）の主催で、園児、児童又は生徒（以下「生徒等」

という。)の教育のために使用するとき。全額免除。

第3号、公立小・中学校(市内等の公立小・中学校を除く。)又は公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使用するとき。5割の減額。

第4号、国の機関若しくは地方公共団体又は公共的団体の主催で、その目的が公益のために使用するとき。3割の減額。

第5号、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。3割の減額。

次に、第8条を削り、第7条を8条とします。

第6条、ただし書きを次のように改め、第6条を第7条とします。改める文は、「ただし、市長が別に納期を指定し、又は分割納付を許可した場合は、この限りでない。」と改めます。

次に、11ページ、12ページをお願いします。

第5条第4号中、「その他」を「第3号に掲げるもののほか、」に改め、第5条を第6条とし、第4条を第5条とします。

次に、第3条中、「下田市外ヶ岡交流館(以下「交流館」という。)」を「交流館」に改め、第3条を第4条とし、第4条の前に第3条を加えます。

開館時間等、第3条、下田市外ヶ岡交流館(以下「交流館」という。)の開館時間及び休館日は、規則で定める。

次に、19ページ、20ページをお願いします。

別表1を次のように改めます。

別表1の括弧内は、第6条関係を第7条関係と改めます。

1の会議室使用料ですが、金額の部分は上がっているものがほとんどですが、中には下がっているもの、据え置きのももございます。

次に、21ページ、22ページをお願いします。

2、売店等使用料は、売店等使用料と駐車場使用料を整理し2としたものです。売店の部分は、66平米を超える部分を削除しました。また、「その他」を新たに加えました。

次に、別表2中、第7条関係を第8条関係に改め、同表備考中、「小中学生」を「小・中学生」に改めます。

最後に、附則ですが、本文の27ページをお願いいたします。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、この条例による改正後の第9条及び別表1の規定は、施行の日以後に許可を受けた者で、平成19年4月1日以後に使用するものについて適用し、同日前の使用については、

なお従前の例による。

第3項、この条例の施行の際、現に改正前の下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の規定によりされた許可、申請その他の行為（この条例の施行の日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の規定によりされた許可、申請その他の行為とみなす。

ここで、使用料の見直しについてでございますが、この条例を含めて、6議案、使用料の見直しの改正がございますので、ちょっと経過を含め説明をさせていただきます。

使用料の見直しにつきましては、平成17年度に市役所内に使用料・手数料等検討プロジェクトを立ち上げ、受益者負担の適正化と基準の統一化を中心とした見直しの検討を行い、基本方針を策定しました。18年度には、その中の使用料検討グループで検討してまいりました。基本的な考え方は、施設等を使用する人と使用しない人との均衡を考慮し、負担の公平性の確保、効率的な管理運営による市民サービスの向上を基本に基本方針を決定しました。

その方針というのは、1つとして、統一的な算定基準の明確化。2、最低単価の設定。3、改定上限率の設定。4、減免対象範囲の基準化、適正化。5、行政負担と受益者負担の負担割合。6、定期的な見直しという6項目でございます。この基本方針に沿って改定額の設定をしました。具体的には、使用料原価と稼働割原価を計算し、改定の基準としました。

次に、減額、免除の制度ですが、基本的な考え方は、1つとして、受益者負担の原則の徹底。2、基準の統一。3、公の施設の相互利用の関係。4、市または国及び地方公共団体の関係。5、市内の学校等の関係。6、市長が特に必要と認めたとときの適用等を比較検討し決定しました。

なお、議案の提出に先立ち、下田市公共料金審議会へ諮問し、各施設とも値上げに伴う使用者の負担は最低限に抑えられていると判断されたため、改定案についてはやむを得ないものと思われるとの答申を受けております。

それでは、外ヶ岡交流拠点施設の使用料の見直しについてですが、考え方をご説明いたします。

基本的な考え方は、稼働割原価を算出し、現行使用料と比較しました。その結果に基づき、時間単価を算定し、午前と午後の単価の格差を設けないという原則を遵守し、改定案を策定いたしました。

なお、減免規定は減額免除基準に従って見直しました。

別表1の1会議室等の使用料の市民ギャラリー3は、最低時間単価300円を適用しました。

その他市民ギャラリー 1、2 及び会議室 1 は 400円、会議室 3 は 800円、特別展示室は 1,100円と設定しました。

2 の表の売店等使用料は、売店の場合、すべての面積を月額 1 平米につき 3,000円、事務所は月額 2,400円と設定しました。

次に、指定管理者制度の導入につきましては、議案の提出に先立ち、下田市公共施設利用推進協議会に諮問し、指定管理者導入はやむを得ないとの答申を受けております。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3 番。

3 番（伊藤英雄君） 19条第 2 項において、前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、第 5 条、第 6 条及び第 13条から 17条までの規定の適用については、これら規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とするとあります。13条においては、使用者が交流館の使用に際し、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめこの市長が指定管理者に読みかえられ、指定管理者の許可を受けたときはこの限りではないと。

建物の設備あるいは建物そのものを変更を加えるという行為、これは当然、建物の所有者である市、市長が許認可を持つべきではないですか。管理をあずかる指定管理者が、特別な設備を勝手にさせていい、あるいは建物の変更を加えていいよ、こういうことはおかしいんじゃないですか。

振興公社が管理をやっているときには、恐らく市の意向と振興公社の意思判断がそう大きく狂うことはなかったでしょう。しかし、指定管理者は、民間事業所が行う場合もある、あるいは市とは直接の関係のないところが行うかもしれない。民間企業は、利益を上げるのがその存在目的ですから、市が公共のために、あるいは公益のために設置している建物、設備と必ずしもその用法、目的が一致するものではない。つまり、設備をしたり、建物を改修するときに設置目的と管理者が、その管理によって利益を得ていく、その行為とは利害相反する場合もあり得るわけです。この場合、施設の所有者であり、公益または公共のために有する施設を目的の中で設備も改修も行わなければならない。

したがって、市長の許可でなければいけない。ここを指定管理者にするということは、建物本来の目的である公共のためあるいは広域のためのところから逸脱する可能性がある。そ

ういう可能性のある危険な行為をする必要はないじゃないですか。

これは前の話でも出ましたが、条例ではなく、協定で結ぶという答弁をたしか前にいただいた記憶があるんですが、条例と協定では、条例の方が上位なんですね。まず原理、原則をしっかりと条例で定めて、運用面においては若干の柔軟性を協定で結ぶということならいいでしょう。しかし、原理、原則として、特別の設備をしたり、建物の改修を指定管理者の判断で自由にやれる、これはやっぱり考え方としておかしいんじゃないか。また、市役所としては、余りにも善意に立ち過ぎている。現実の民間企業がやるようになれば、必ずしも公共のため、公益のためになるとは限らないわけでありませう。その考え方をお尋ねしたい。

次に、第1条、使用者等は、交流館の施設若しくは設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市長の査定するところにより賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

市の所有する建物を壊したら、それは賠償するか、しないかを指定管理者の権限にする、これはおかしいでしょう。当然施設、建物の所有者の権限でしょう、賠償するのは。また、その金額が幾らかというのは指定管理者が決める、これまたおかしな話でしょう。

仮に、指定管理者の子会社なり、あるいは親しいところが借りたよ、壊しちゃったよ、いいよ、いいよ、そんなものは、おれの権限で賠償しなくていいということができるんだからと、これできるわけですよ。協定書で決めるよと、じゃ協定書と条例で相反したときはどっちが優先するんだと。

そもそもが条例上、市の所有物を壊して、その賠償する、しないは市にない、市はその賠償する請求権を放棄する、こういう条例はおかしくないですか。その点に対する見解をお尋ねします。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、19条、どちらもあれですけども、指定管理者と読みかえるわけでございますけれども、基本的には、公の施設には目的と機能がございませう。これは一般質問の方でも答弁したとおり、目的に沿ったものかどうかというものをまず基準としたいと思います。その目的を達成するために機能がございませう。そういう意味では、それに沿っているかどうかということが一番のこの目安になるかと私は思っております。

ですから、例えば駐車場という機能があった場合、そこに何か物を建てて別の機能にするということは、これはだめだということでございませう。

それから、建物の損傷の1条の部分ですけども、これは前のときにも議論になったよう

な気がいたします、去年の指定管理者のときにも。最終的には、原状復帰で管理者は返さなければならぬというのがございますので、最終的には、伊藤議員心配するように、知っている人だから、まあいいや、いいやとって直さないでその場は終わっても、最終的に市に戻るときに原型に復さなければならぬというのがございますので、その部分で対処できるというふうを考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 質問の意図が理解されていないようなんですけれども、目的に沿った機能になるのが当たり前だと、条例を読んでくださいよ、設備をしたり、変更を加えるのが、これは指定管理者の許可でできると書いてあるんですよ。指定管理者が、その目的に沿った機能でなくたって、おれの権限でできる。つまり、指定管理者がやれるとってるんだよ、設備をしたり、変更は。答弁は、市役所は目的に沿った機能でなければだめだよと、そういう考えだよと、それはそれでいいけれども、条例は市役所じゃないよと、判断するのは指定管理者だって書いてあるじゃないですか。指定管理者がその判断をするって書いてあるんだ、条例上は、指定管理者の権限なんだから、変更したり、設備をしたり。

それから、原状復帰だよと、原状復帰はいいですよ。しかしながら、一方では、この設備の許可権限があるんだから、あんた、条例で私に改修していいって言ったじゃないかと、条例上書いてあるんだから。それは、指定管理者が壊したり、変更したものは原状設置でしょう。しかしながら、指定管理者はやっていないんだ、変更も何も。だけど、第三者が変更したり、何だりするの指定管理者の許可でやれるんだから、別に。問題ないじゃないですかと、こういう議論が成立するんですよ。無用な争いが起きるわけですよ。無用な争いや混乱が起きるようなことをする必要はないんですよ。市長の許可にしておけばいいじゃないですか。そうすれば、そういう無用な混乱は起きないですよ。わざわざ混乱が起きるような条例にすることはないですよ。

賠償の方は答弁をいただいているんですけども、壊したら賠償する、あるいはその被害程度がどれだけか、それは市長が権限を持つでしょう。100万円のものを壊したよと、いやいや指定管理者が50万円でいいよと。それはおかしいだろうと。いやだって指定管理者は私の権限でやったという話。条例上指定管理者の権限なんだから。壊したのは私じゃないから、弁償する義務は私にはないですよ。それは原状復帰しますよ。私が壊したものの、私が変えたものは原状復帰する。しかし、私がやっていないものは、私が何で直す必要



があるんだと、条例上私の権限じゃないからと。

こういう議論が起きるような条例をつくることはないんですよ。民間企業はもう生き死になんだから、利益を上げるために生き死にかけてやっているわけだから、下手すれば自分の全財産なくするかどうかという、そういう厳しいところで商売をやっているわけだから、そんな甘いものじゃないですよ。こんなところに無用な混乱を与えるような条例じゃだめですよ。どうですか。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） そうはこれはなっておりませんで、指定管理者でございますけれども、やっぱり目的、機能というものは維持しなければならないという大原則がございますので。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） いや、それは指定管理者が自分でするのではなくて、許可する場合のことでございますよね。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） だから、その部分に。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） その辺は本当に言ったとおり、協定で結んで、そういうことはさせないと。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 1時38分休憩

午後 1時54分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。すみませんでした。

まず、13条の関係でございます。特別設備等の禁止、これは使用者が、特別設備というものは、例えば会議室を、会議に使うために看板をつけるとか、そういうたぐいのもので想定

をしております。それは指定管理者に任せていただろうと、そういう許可は。そういう関係でございます。

それから、17条の方の損害賠償でございますけれども、これは使用者に指定管理者が損害賠償をとらなかつたりした場合心配だということでございますけれども、これは、手続条例の方の損害賠償の義務という、第13条、手続条例の13条の方で、それは市に賠償しなければならないという13条の条項がございますので、これで防げるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） なかなか日本語が通じないんで悩んじゃうんだけれども、特別な設備をし、改修のどこに会議室なんて言葉が出ているんですか。会議室以外は、この特別な設備に当たらないという解釈というのはどこから出てくるの。特別な設備をし、または変更を加えていないというのは、この交流館の使用に際しというのが頭言葉だから、交流館については、全部入るよ、普通の日本語で読めば。交流館の使用に際し、特別な設備をし、または変更を加えていないのは、会議室だというのは、それは会議室も入るかもしれないけれども、会議室に限定するなんていうのは読めないですよ。駐車場だって入るだろうし、売店等だって入るだろうし、普通に読めば、全部入りますよ。会議室に限定するなんていうのは、どこからどういう読み方をすれば、会議室に限定できるの。

それから、何だか手続条例にありますって、それは条例で、全く反対のことを言う条例をどうして2つつくる必要があるのよ。同じ解釈のできるものを、指定管理者にはないですよという条例と、できますよという、そういう矛盾した条例をなぜつくらなきゃいけないのか。おかしいじゃないですか。

最後にもう一つ聞かせてくださいよ。これが市長の権限じゃ、何でまずいの。もともとは市長の許可だったんですよ。特別な設備をしたり、変更を加えちゃいかんよと。ただ、市長は許可したらいいよと。市長の許可じゃまずいと、指定管理者の許可でなければまずいと変えたわけ。それは何で、なぜ市長が設備をしたり、変更を加えたりするのに、市長の権限じゃなぜまずいの。要するに、何か壊しちゃったよと、どっか滅失しちゃったよ、それは市長の権限で賠償金は幾らだと、おまえは賠償しなさいと、これが市長の権限であつたら何でまずいの。指定管理者の権限にしなきゃならない理由というのは何なんですか。説明してください。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、大きな問題ですけれども、市長の権限、指定管理者の権限ということがございますけれども、指定管理者制度を導入するということは、指定管理者に任せるんだという大前提でございます。管理を任せるんだと、大きな大前提はそういうことでございます。管理を指定管理者に任せるんだと、市は。

そこで、例えばということで、会議室にこだわっているわけではございませんけれども、この特別の設備をしというのは、そんな大がかりな改修をするということではございませんで。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） それは特別の設備、これは使用に際しですからね、交流館の使用に際し、特別の設備または変更を加えてはならないという、これは加えてはならないということになっていきますんで、それを指定管理者が許可を受けたときにはこの限りではないというふうに読みかえるわけでございますけれども、それも大前提としては、指定管理者に管理を任せるんだということでございます。

それともう1点、損傷しという部分ですね、これは使用者と指定管理者が損傷した場合が賠償責任があるということでございますけれども、最終的には市と指定管理者の賠償責任が残っていると、ちゃんと。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） それはわかります。それでいいんですけれども、やっぱりそれを指定管理者に、管理を任せたんだということにはならなくなってしまうんです、それは。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） それは、金額によっても、大きい、小さいがいろいろから、そういうものは決めますんで、大きい、小さいで。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） それは決めますんで、後の協定で決めますんで、そういう意味では、金額の小さいものもございましょうから、すべてが市長ということではなくて、管理者に一部を預けると。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） それは、後ほど協定で決めますんで、そこは。その中で、金額等の大小によって、市長の部分も出てくると思いますけれども、それはここでは一たん指

定管理者に任せて、その後、金額の大小でまた細かい協定は決めるということでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 説明資料の 19ページ、20ページでございますが、一つは、この条例案は指定管理の制度を導入したいということと、もう一つは、使用料金の値上げ等をしたいと、こういう2つの内容がここで含まれていようかと思うわけですが、会議室の使用料第7条につきまして、海の交流館については、これでいきますと、一部、わずかですけれども、1,000円が900円、あるいは1,500円が1,200円と値下げをしている部分と、あるいは歴史の交流館等は2,500円を3,300円にすると、値上げをしたい、こういうような提案になっているわけでございます。

これがどういうわけで、このような料金体系にされたのか。午前、午後、全日あるいは超過1時間というような、全体の枠組みは変わっていないと思うわけでございますが、その内容の料金体系が上がっているところがある、下がっているところがあるというのはどういうことかというのが第1点でございます。

それから、次の駐車場の使用料につきましても、新たに販売等に使用する場合、売店等の設定をこれはしていようかと思うわけですが、これらの設定は恐らく指定管理と関連をした料金設定かと思いますが、そこら辺はどういう考えでこうされたのかという点と、やはり単に料金を上げるということではなくて、ここの施設の利用率をどう高めるかということと、料金体系がやはり一体的に検討されなければならないんじゃないかと思うわけですが、そこら辺の検討はどのように議論をされたのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 料金の方のご質問でございますが、料金の方は、先ほども申しましたとおり、市の中で使用料検討グループで検討してまいりまして、この外ヶ岡交流拠点施設の分の使用料につきましては、時間単価を算定したということです。もう一つ、前にありますけれども、下田市には市民文化会館とか、スポーツセンターとか、会議室が同じような類似したものもあります。その辺で同じようなものが、料金がばらばらにならないようにというような均衡をとったものが1点あります、そこら辺で整理していったもの。

そして、もう一つは、午前、午後の格差を設けないということで、時間単価を設定したと

いうこととございます。

それから、もう1点、売店等の部分ですけれども、この部分は、すべてを1平米につき3,000円や2,400円というふうな設定にしまして、値段は値上げになるんですけれども、そういう意味では、指定管理者を頭に置いてということじゃなくて、今まで非常に苦戦していた売店の方が、何とか全店よくなってきたということで、今まで66平米以上安くしていたんですけれども、一律にするということで、今回値上げしたということとございます。

値上げした部分がほとんどと言いましたけれども、据え置き部分、会議室2の4階の部分、午前、午後、全日、これは据え置きであります。それから、ギャラリー3の2階の部分、海の交流館の市民ギャラリー3の部分は値下げをしております。そんな均衡をとったということ、バランスを考えたという部分、それから時間単価をそろえたという、それで午前、午後も同じ時間単価にしたというような結果でございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 今の答弁で、料金の点はわかりましたけれども、指定管理の制度にするということは、当然リスク分担であるとか、指定をしていくだとかということが当然この裏にあるわけですね。課長は目的と機能に合ったものとして、この公共施設は運用していくんだと、こういうことになると、これは単純に公募をしていくということではなくて、目的に合った指定管理者を当局が選定をすると、そしてそこと交渉するというぐあいに理解ができるわけですけれども、現時点で、指定についての方向づけというのは、一定検討されているものであれば、その見解をお尋ねしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 今回、指定管理者にすることができるという条例をお願いしている段階ですので、白紙の状態でございます。

指定管理者をどうするかという部分は、白紙であります、まだ。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 年度内の議会には出てこないというぐあいに理解してよろしいですね。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） この条例を制定いただいて、それからその選定作業に入ろうと思っております。予定としましては、12月議会を目指しております。

それから、4月、指定管理者というような段取りは、一応順序はそう考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

8 番。

8 番（増田 清君） ちょっとはっきりさせておかなければいけないことがあるんじゃないかと思うんですけども、第 2 条、指定管理者が行う業務の範囲ですね。私、一般質問で、道の駅としての機能、特に農産物関係の直売所を設けるべきじゃないかという話をしました。

そこで、今回この指定管理者が行う業務としては、指定管理者が独自で何かを、施設をするということではなくて、もしそういう要望があれば、市があくまで施設を設置して指定管理者にその業務を行わせるということなのか、それとも 4 番目の市長が必要と認める業務という 1 項がありますけれども、指定管理者がその施設を自分で設置して業務を行うことができるのか、その辺はどうなのか、はっきりお答え願えればありがたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 基本的に、指定管理者というのは、今の施設を管理するというところでございます。そこに、ここで言う範囲の中にそういうことが、市長が必要と認める業務というようなことでございますけれども、これも業務ということになっております。ですから、どういうものがはっきりわかりませんが、例えば今のご質問でいきますと、駐車場に何か物を建てるということになりますと、その駐車場の機能は駐車場でなくなってしまうわけです。そののところをどうクリアできるかということでございますけれども、駐車場が何かの形で、この分要らないということになれば、そこに目的に沿ったものを設置するのはいいとは思いますが、要するに機能がすべての施設にありますので、その機能が要らないという判断をすれば、そこに別の機能をつくってもいいかとは思っています。そういうことでございます。

議長（森 温繁君） 8 番。

8 番（増田 清君） つくることについて、指定管理者が自分で独自にこういう業務をやりたいよということがあれば、駐車場及び、あの辺には芝というか、そういう空き地がありますよね。そういうところにつくってもいいということですね。どうなんですか、答弁。実施事業というのかな。実施事業でもいいんですけども、指定管理者があくまで道の駅の機能を、もう少し整備というか、有効に道の駅としての機能の整備を図るためにそういう設備をするということは、オーケーなんですね、いいんですね。そういうふうに理解してよろしいんですね。どうですか。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） それは、どうしても指定管理者の方が設置したいということになれば、本来は市の方がつくるのがいいとは思いますが、その辺はそのときの話し合いになろうかと思えます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 62号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

#### 議第 63号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 63号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（土屋和夫君） 議第 63号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

ページ 28ページをご覧くださいと思います。

下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、使用料見直しに伴う所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。

改正内容を説明申し上げますので、恐れ入りますが、議第 63号説明資料 27ページをお開きください。

例規改正の方式によりまして、説明が前へ前へと行きますので、ご容赦ください。

左側が改正前、右側が改正後になっており、アンダーラインが改正する箇所になっております。

初めに、改正前、第 13条中「第 10条第 1項」を「第 11条第 1項」とし、第 10条から第 16条までを 1条ずつ下げ、第 11条の前に次の 1条を加えるものでございます。

使用料の減免、第 10条、市長は、特に必要があると認めるときは、別表に定める使用料を減免することができる。

第 2項、前項に規定する使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。

第1号は、市の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共催で使用するとき。全額免除。

第2号、公共的団体の主催で法第20条の目的に基づき住民のために使用するとき、又は市内の保育所、幼稚園若しくは小・中学校の主催で、園児、児童若しくは生徒の教育のために使用するとき。全額免除。

第3号、公立小・中学校（市内の公立小・中学校を除く。）若しくは公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使用するとき、又は委員会が認めた社会教育関係団体の主催で、その目的が当該団体の設立目的のために使用するとき。5割の減額。

第4号、国の機関又は地方公共団体の主催で、その目的が公益のために使用するとき。3割の減額。

第5号、前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。3割の減額。

第9条を削る。第8条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

開館時間等、第3条、公民館の開館時間及び休館日は、委員会規則で定める。

説明資料27ページに戻っていただきまして、別表中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に改め、下田市立公民館使用料の使用単位欄を削り、昼間9時から17時の欄を、改正後午前9時から12時と、午後13時から17時の2つの区分に改めるものでございます。

議第63号、31ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、改正後の下田市公民館設置管理条例の規定は、施行の日以後に許可を受けた者で、平成19年4月1日以後に使用するものについて適用し、同日前の使用については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、雑駁でございますが、議第63号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

13番（大黒孝行君） 一般質問でも申し上げましたけれども、この値上げというものが、



結局市民に利用していただいてこの施設が生きるという観点から言いますと、甚だ退行した格好になると思いますが、その辺の影響、意識のシミュレーションといいますが、考えはどういうふうに整理をされてこの内容に至ったのか。この辺、一般質問でも、事例として私のやっている暮が、昼飯のたびにあって和室を1回借りていたのを、今回からはよしますと、そういうふうなことでございます。そのほかにも多少そういう動きがあるかと思えますもので、その辺のところをお聞かせください。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 今まで公民館を利用していただいた中には、大体が午前と午後に分々に分かれまして使用されているのが主でございます。

使用料の値上げということでございますけれども、今までと変わらないような団体の方々にお話を検討させていただきながら、社会教育委員さんにも相談していただきながらやっていきたいというふうに考えております。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） 今、やっていきたいはいいんですけども、多分僕の聞く範囲では、もう今まで利用されている方には、この旨が周知をされていると、こうなりますよということで、どう考えますかということを知っているはずなんですよね。そのときにどういうアクションがあり、どう考えたかということを知っているもので、よろしく。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 議員さんのおっしゃっているのはまた違っていてもかもしれませんが、一応公共的団体、それから社会教育関係団体の方には大体は言っております。ただ、これから相談の中で、例えば日本棋院さんの場合に無料にするとか、そういう相談をしていかなければならないと思っております。

議長（森 温繁君） そのほかございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 実はこの公民館ということじゃないんですが、やはり施設の値上げに伴いまして、幾つか市民の間から要望といいますが、それが出ているんですけども、それは、スポット的に公民館なり諸施設を使う場合は問題ないんでしょうが、市民のサークル活動として月2回とか3回使っているケースがあるわけですね。そういうサークル活動の場合、年間の使用料が万単位で上がってきってしまうと、それでサークル活動はもうやめるしかないねと、こういう声があるんですね。

ですから、スポット的に会館を使って、会議に使うとか、何かイベントに使うとか、こういう場合にはこういう値上げもやむを得ないかなと思うんですが、常時、月2回とか、3回とか、毎月市民のサークル活動として使っているものについては、何らかしらの特段の配慮というものは必要ではないかというふうに考えるんですが、いかがですか。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 議員さんのおっしゃっているサークル活動、例えばシュノーケリング活動、紙芝居活動、手芸とか、俳句、そういう活動だと思われま。これにつきましても、社会教育委員さん、それから教育委員会の中で検討していきたいと思います。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） そうしますと、検討するという事は、別にこの条例上の金額にこだわらないという理解をしてよろしいんですか。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 条例は大変こだわっているものですから、その中で、いろいろな、例えば市長が許す限りのものとかございますので、そういうことをかんがみまして検討していきたいと思っています。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 大変前向きなご返答をいただきましてありがとうございます。市長さん、ぜひ市内のさまざまなサークル活動につきましては、特段のご配慮をお願いして、質問を終わります。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 63号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

#### 議第 64号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 64号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（土屋和夫君） 続きまして、失礼します。

ページ 32ページになります。

議第 64号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例についてでございます。

下田市文化会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、使用料見直しに伴う所要の改正を行うものでございます。

改正内容をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議第 64号説明資料 31ページをお開きください。左側が改正前、右側が改正後になっており、アンダーラインが改正する箇所になっております。

まず、条例第 7 条を次のように改めるものでございます。

使用料の減免、第 7 条を、改正前、「市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。」を「市長は、特に必要があると認めるときは、別表に定める使用料を減免することができる。」に改め、新たに第 7 条第 2 項を加え、前項に規定する使用料の減免は、次に掲げるとおりとするものでございます。

第 1 号、市、南伊豆町若しくは河津町の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共催で使用するとき。全額免除。

第 2 号、市内、南伊豆町内又は河津町内（以下「市内等」という。）の保育所、幼稚園又は小・中学校の主催で、園児、児童又は生徒の教育のために使用するとき。全額免除。

第 3 号、公立小・中学校（市内等の公立小・中学校を除く。）又は公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使用するとき。5 割の減額。

第 4 号、国の機関若しくは地方公共団体又は公共的団体の主催で、その目的が公益のために使用するとき。3 割の減額。

第 5 号、前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。3 割の減額となるものでございます。

次に、別表（第 6 条関係）を次のとおり改めるものでございます。

別表、ホール等使用料中、小ホールの平日については、改正前、午前 5,000円を改正後 6,000円に、以下、午後 7,000円を 8,000円に、夜間 9,000円を 1 万円に、全日 2 万円を 2 万 3,000円に改め、小ホール土、日、休日の午前 6,000円を 7,000円に、午後 9,000円を 1 万円に、夜間 1 万円を 1 万 1,000円に、全日 2 万 4,000円を 2 万 7,000円に改め、大会議室、午前 3,000円を 4,000円に、午後 4,000円を 5,500円に、夜間 5,000円を 5,500円に、全日 1 万 2,000円を 1 万 5,000円に改め、小会議室 1 の午前 1,200円を 1,500円に、午後 1,500円を 2,000円に、全日 4,700円を 5,500円に改め、小会議室 2 も同様、午前 1,200円を 1,500円に、午後 1,500円を

2,000円に、全日 4,700円を 5,500円に改め、小会議室 3 の午前 600円を 900円に、午後 900円を 1,200円に、夜間 1,500円を 1,200円に、全日 3,000円を 3,300円に改めるものでございます。  
練習室 1 の午前 700円を 900円に、午後 1,000円を 1,200円に、夜間 1,300円を 1,200円に、全日 3,000円を 3,300円に改め、練習室 2 の午前 500円を 900円に、午後 700円を 1,200円に、夜間 1,000円を 1,200円に、全日 2,200円を 3,300円に改め、リハーサル室の午前 1,200円を 1,800円に、午後 1,600円を 2,400円に、夜間 2,100円を 2,400円に、全日 4,900円を 6,600円に改めるものでございます。

備考 6 でございますが、「使用料は」の次に、「、会議室、練習室及びリハーサル室を除き」を加えるものでございます。

附則といたしまして、議案の 64号の 34ページに戻っていただきまして、1 項、この条例 は、公布の日から施行する。

2 項、この条例による改正後の下田市民文化会館条例の規定は、施行の日以後に使用の許可を受けた者で、平成 19年 4月 1 日以後に使用するものについて適用し、同日前の使用については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、雑駁でございますが、議第 64号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

2 番。

2 番（土屋 忍君） 文化会館の、今回は大ホールはそのまま、主に小ホールがメインだと思うんですけども、小ホールも営業目的だとか、そういうものじゃない方が当然使うこともあるわけで、例えば文化の振興だとか、そういう意味で、年に 1 回とか 2 回、3 日間ぐらい借りていろいろな展示をやっているグループというんですか、あるわけなんですけれども、そういう文化のいろいろなそういう展示だとか、文化面のをやるという人は、もともとがお金がなくて、多少の微々たる補助金みたいなのをいただいたりしながら、その補助金も最近では半分ぐらいに減らされて、細々と、もう下手をすれば自分で 身銭を切っても、やっぱり下田市の文化の振興のためにとって一生懸命やっているグループも当然あるわけなんですけれども、そういう方々は、やはり展示というと 3 日間ぐらいかけてやっていると思うんです。

そういう人からしてみますと、本当に 1,000円、2,000円上がるのも痛いという声も聞くわ

けなんですけれども、そういう方に、減免が当然あるわけなんですけれども、減免しても、例えば3日間使って、エアコンなども使いながらやっても、やっぱり計算しますと、減免措置になっても4万9,000円であったものが、5万五、六千円になるということで、やはり少ないとはいえ、本当にこのままいったら開催もできないんじゃないかというくらいに、やっとの思いでやっている方にしてみれば、大きな値上げであるというふうに思います。

それと、それにも絡めてなんですけれども、会議室関係、空調使用料が今までは5割というとんでもない金額を、私ども毎月1回、小会議室を借りて2,000円払って、エアコン代が1,000円で3,000円というようなことでやっているんですけれども、これがゼロになった理由ですね。そもそも値上げするという事は、何とか少しでも維持管理費を賄いたいということでやっているんでしょうから、そういうところで、さきに話した、大変な思いをしながらもやっている人たちにもう少し温かい手を差し伸べつつ、エアコンはじゃ半分もらっていたものをゼロにするじゃなくて、例えば今回改定で2割にしようとか、3割にしようかという考えの方がいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺どういう考えでこういう金額にしたのか、ちょっと教えてもらいたいんですけれども。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 1つ目の件ですが、一応文化事業でお金もない、そういうことでございますけれども、基本的にはそういうところでもお金をいただきたいということでございます。ただ、構成員とか、目的の内容、それを見て検討していきたいと思っております。

それから、空調加算につきましては、一部を廃止して、空調加算相当額をこれからも使用料に含んで調整することとなっております。実質的にはちょっと値下げになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 2番。

2番（土屋 忍君） そうしますと、先ほど話した、減免も、そういういろいろな団体の構成を見て、明らかにというところにはまだ検討する余地があるということによろしいでしょうか、課長さん。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 基本的には、私どもの施設だけではなくて、ほかのところにも影響ある施設でございます。原則的には、先ほど言いました構成員、それから目的、文化

施設等を考えまして、それで判断させていただきたいと思っております。

議長（森 温繁君） 2番。

2番（土屋 忍君） 最後に、教育委員会の肩がわりをしながら一生懸命やっているというところ、考えによってはあるわけですから、その辺本当にしっかりと 検討していただきたい。ほかに市外の団体、たくさんありますので、一概にはこうとは言えないんでしょうけれども、やはり下田市教育委員会のかわりに私らは頑張っているんだという、そういうものを無にしないように検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 今、課長さんの答弁を聞いていますと、市内でいろいろ文化的に活動しているサークル等々について、それぞれ構成団体あるいはその活動内容によっては、いろいろな減免等々も考えますというような お答えでしたけれども、それはだれが判断するんですか。この団体は減免してもいいよ、この団体は減免する必要がないよというふうなことはだれが判断するんですか。どういう基準で判断するんですか。余りそういうふうなご答弁をぼんぼんと出されると、何か恣意的にそういうふうな減免がされると、かえって混乱を招くような事態を引き起こすおそれもありますので、減免できるならできる、減免条項というのは、やっぱりだれもが納得できるような基準に沿ってやっていただきたいなと思いますけれども、そこら辺のところどういうふうにお考えなのかお聞きします。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 基準はございます。先ほども言いましたように、私どもの方は、これから社会教育委員さん、教育委員の委員さん、それから社会教育団体、公共的団体、それぞれに相談を持ちかけながら、もっとしっかりした基準をつくらうと思っています。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） この値上げ案でございますが、例の集中改革プランに基づいて、安易に値上げをしていくと、こういうことであってはいけないんじゃないかと思うわけです。施設の持っている性格からいって、十分検討する意味でもしていただきたいというぐあいに願うものでございます。

そういう意味で、この小ホールあるいは大会議室、リハーサル室の値上げになっているわけです。大ホールについては据え置くということですが、その見解はどういうわけでそう

いうぐあいにしたのかというのが第1点でございます。

特に、小ホールの料金につきましては、品物を紹介するとか、単に文化芸術活動だけでない部分の利用もあると思うわけです。そういう点と、一般の芸術文化に対する利用との範囲の規定や料金、先ほどもありましたように、減免の制度も適用部分がどうなって軽減措置が図られるのかということが1点。

やはり、この値上げで年間どのぐらいの具体的に費用といいますか、徴収の費用が、値上げ分が年間どのぐらいの額になるのか。やはり教育委員会サイド及び市民文化会館の運営をしていく上で、一定の目安、例えば水道料は出してもらおうとか、電気料の一定部分を負担してもらうんだとか、一定のそういう基準があってしかるべきだろうと思うわけです。現行の料金に対して、集中改革プランで財政が大変だから、許される範囲で値上げするんですよ、こういう方向であってはいけないと思うわけですが、そこら辺の検討が具体的にどうなされているのかお尋ねをしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） まず、大ホールにつきましては、ほかの近隣の施設と比べまして、下田市は高額になっております。その意味で、今回大ホールは、平成12年に値上げしているものですから、外させていただきました。

小ホールにつきましては、利用状況は展示会、発表会、それから商業的利用等によって、連日等貸し出している場合が多く、利用頻度が高い施設でございます。会館の財政運営上必要と考え、今回の改正額を算定したものでございます。

小会議室、練習室1、2につきましては、空調加算を廃止しまして、基本使用料に含むものといたしました。現行使用料より増加が見込まれますが、規模が極端に小さいため、最低時間単価の300円を適用させていただきました。

それから、市民文化会館の収入はどのぐらいを予定しているんだと、これからの予定はどのぐらい予定しているんだということでございます。今の大体の計算でいきますと、40万ぐらい増えるのかなと思っております。ただ、これにつきましては、設備それから機械等、大ホール、小ホールに関したところがございまして、そちらの方も検討していかなければならないと思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

14番。

14番（増田榮策君） この市民文化会館というのは、一番最初に建てる時、下田市の文化の中心になるんだと、こういうようなもので、全市各区に諮って記念植樹をしたり、いろいろな協力を仰いだいきさつがあるわけです。当時でも、財政的にもそんなに豊かでないときに、これどうしても市民が建てるからという熱意で建てたものなんですよ、文化会館というものは。ただ、今の現在のやりとりの話を聞いていますと、現在の利用率で値上げした場合、約40万ぐらいの収入があるんだと、こういうことなんです、もしそれなら、利用率を向上させるのが、値上げよりももっと合理的な考えじゃないのかなと、僕は率直に思うんです。

要するに、市民文化会館の大ホールであっても、毎月議員のところによく予約のあれがあれしてくるんですけれども、月によっては、点検日と書いてあるだけで何もありませんよ。果たして、大ホールが有効に使われているかといったら、非常に疑問なところがあるわけですよ。

そして、市民も、やはり大ホールは使いにくい、それで小ホールを使う団体も今増えてきているような状態なんですよ。こんな中で、やはり値上げして40万というものの収入を上げるよりも、やはりどうしたらこれを多くの市民または外部からも使っていただけるかということ考えた方が、僕は得策のような気がするんですが。その点について、当局は審議したのはどのようなことで審議したのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 利用率の向上につきましては、毎日文化会館へ出向きまして、職員とどんな方法がいいのかとか検討しております。

そんな中で、例えばベンチャーズとか、今度演歌歌手を1人呼ぶとか、そういう話も出ております。それから、ホテルを利用して、ホテルの方で企画していただいて、歌手の方を呼んで大ホールを利用しているような方法を検討はしております。値上げと絡めまして、両方並行した形で検討はしております。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） もう1点お聞きしたいのは、市民会館の駐車場なんです、これは日中、市民会館が使われていないときでも、ほとんど市内の人が使っていますよね。こういうものの効率を考えれば、まだまだ値上げしなくてもあれしていくんじゃないかなと、できる限りのことができるんじゃないかなと、こう思うんです。

それともう1点は、文化のシンボルとしての市民会館のあり方、これは教育の面からいっ



ても、どうしてもやはり私は、ここは最後の聖域のような気がするんですね。下田市が幾ら財政的に苦しいからといって、すべて何もかも上げてもいいというような議論は、ちょっと暴論じゃないかなと思うんですが、教育長、その辺どういうふうに考えていますでしょうか。

議長（森 温繁君） 教育長。

教育長（高橋正史君） なかなか教育というか、文化と金銭的な問題というのは大変難しいというふうに思いますけれども、私らが子供のときに、いろいろな催しとかなんとかというのはそれぞれの体育館でやりましたよね。それが、今、校内の音楽会でさえ、文化会館で大変好評なんです。そういうような形の中で、確かに文化会館というのは、やっぱり下田市の文化のあれで、金銭的にどうでもいいということではありませんけれども、それとともに、やっぱりそういう意味での形として教育委員会もとらえたいというふうに思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 駐車場につきましては、朝、幼稚園のお見送り、20分から30分ぐらいの駐車を確認しております。それから、文化会館の行事が多いときには、入り口に職員が立って出て行ってもらっております。ただ、全部見切れない部分がございますので、今後会館の職員と検討したいと思います。

議長（森 温繁君） そのほかございますか。

8番。

8番（増田 清君） 委員会でやれば良いと思うんですけれども、ちょっとほかの条例との関係がありますのでお伺いしたいと思います。

実は、今回の使用料、文化会館、午後1時から5時までということで、5,500円という料金になっております。ほかの施設を見ますと、例えばベイステージの海の交流館が、4階の大会議室が3,200円、それから中央公民館、これが2,000円、それからスポーツセンターの第1会議室ですか、これが3,500円、それから基幹集落センターが2,400円、ばらばらです。比較的、他の施設は料金が低いんですけれども、文化会館だけ何でこんなに高いのか。先ほど、何か庁内で調整してこの料金を決めたいという話ですけれども、ちょっとばらばらと過ぎるような感じがするんですけれども、その辺はどんな整合性があるのか、どういう会議だったのか、その過程についてちょっと説明願えればありがたいと思います。よろしく願います。

議長（森 温繁君） 質問の途中ですけれども、ここで10分間休憩にしたいと思いますけれ

どもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） それでは、10分間休憩いたします。

午後 2時47分休憩

午後 2時57分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） すみません、貴重な時間をいただきまして申しわけありませんでした。

大会議室 5,500円は高いのじゃないかということでございます。これにつきましては、も  
とが高かったということ、それから経費が大変かかるということでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 64号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

議第 65号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 65号 下田市民スポーツセンター条例の一部  
を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 次に、議第 65号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改  
正する条例の制定についてでございます。

ページ 35ページでございます。

下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでござ  
います。

提案理由につきましましては、使用料見直しに伴う所要の改正を行うものでございます。

改正内容をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議第 65号説明資料 35ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後になっており、アンダーラインが改正する場所になっております。

まず、条例第9条を次のように改めるものであります。

使用料の減免、第9条、第1項、「市長は、特に必要があると認めるときは、別表に定める使用料を減免することができる。」に改め、第9条第2項を、「前項に規定する使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。」を加え、第1号中、市、南伊豆町若しくは河津町の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共催で使用するとき。全額免除。

第2号を、市内、南伊豆町内又は河津町内（以下「市内等」という。）の保育所、幼稚園又は小・中学校の主催で園児、児童又は生徒の教育のために使用するとき。全額免除。

第3号、公立小・中学校（市内等の公立小・中学校を除く。）又は公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使用するとき。5割の減額。

第4号、国の機関若しくは地方公共団体又は公共的団体の主催で、その目的が公益のために使用するとき。3割の減額。

第5号、前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。3割の減額。

次に、改正前別表（第8条関係）を改正後別表（第8条関係）体育館等使用料と改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項、改正後の下田市民スポーツセンター条例の規定は、施行の日以後に使用の許可を受けた者で、平成 19年4月1日以後に使用するものについて適用し、同日前の使用については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、雑駁ですが、議第 65号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 65号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

議第 66号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 66号 下田市立老人憩の家設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） それでは、議第 66号 下田市立老人憩の家設置管理条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の 38ページをお開き願います。

条例改正の内容説明の前に、老人憩の家の設置経過につきまして、若干説明申し上げます。

老人憩の家は、60歳以上の高齢者に福祉的活動の場を提供し、教養の向上や心身の健康増進を図っていただく施設としまして、最初、昭和 48年 12月に、旧下田町内の広岡地区に設置し、その後、昭和 56年 4月に、地域の集会所機能を有しておりました白浜の長田公会堂に併設されております簡易老人憩の家を行政財産上の公の施設として位置づけるということから、白浜長田に2カ所目の老人憩の家を設置して、現在に至っているものです。

建物は、築後 30年から 40年を経過し、非常に老朽化が進んでおりますが、改築とか大規模改修もできず、必要に応じてその都度簡易補修、部分的修繕により維持管理を行っている状況でございます。

なお、使用料につきましては、昭和 56年 4月の白浜老人憩の家を設置した際に改正して以来据え置いております。

今回、使用料を見直す理由でございますが、老人憩の家について、高齢者が使用する場合は原則無料となっております。高齢者以外の方が使用する場合に一定の使用料をいただいているわけですが、施設本来の目的からいえば、高齢者福祉の向上に寄与し、高齢者の生きがいに資するための施設であり、基本的には総合福祉会館の老人福祉センターと同様、高齢者等の負担によって施設の維持管理運営費を賄っていくという性質のものではないというふうに考えております。

また、施設の管理につきましては、現在市が直営により行っておりますが、利用状況は、高齢者の教養向上、交流の場というよりも、地域住民の公民館、集会的な形態で使用されている実態もございまして、したがって、今回見直しを行うに当たりましては、使用実

態等を踏まえ、コミュニティーホール や公民館類似施設として体系の見直しを中心に検討したものでございます。

なお、老人憩の家の今後につきましては、施設の老朽化、類似施設との整合性を考慮しながら、集中改革プランにおける個別改革の中で示されておりますが、施設のあり方そのものに関し、現状評価とともに、将来的な必要度を検討した上で判断していくこととしております。

それでは、議案件名簿 38ページをご覧いただきまして、議第 66号 下田市立老人憩の家設置管理条例の一部を改正する条例を、別紙 39ページ、40ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、使用料の見直しに伴う所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。

改正内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。お手数ですが、条例改正関係等説明資料の 37ページから 40ページをお開きいただきたいと思います。

見開きの左側、奇数ページは改正前、右側、偶数ページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

改正内容について、まず 38ページをご覧いただきたいと思います。第1条及び第2条は字句の整理で、第1条は「老人憩の家」の前に、第2条は「次の」という字句の前に「、」を加えるものです。

改正後の第3条は、老人憩の家の使用時間及び休日に関しては、条例ではなく規則で定められているところですが、規則での委任条項を条例上明確に定めるということで、新たな規定を第3条として設けたものでございます。

したがって、37ページと38ページとを見比べていただきますとおわかりいただけますように、改正前の第3条から第13条までを1条ずつ繰り下げてございます。

37ページの改正前の第3条は、改正後は第4条になります。

続きまして、改正前の第4条ですが、用語の使い方につきまして、新しい表記に合わせるということで、各号列記以外中の「一に」を「いずれかに」に改め、第4号中の「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、改正後はこの条項を第5条とするものです。

続きまして、改正前の第5条中「第3条ただし書き」を「第4条ただし書き」に、「使用の許可を受けた者」を条例第3条ただし書きに使われている語句であるところの「使用を認められた者」に改め、改正後の条項を第6条とするものです。

改正前の第6条ですが、「各号に」を「各号のいずれか」に改め、第3号中「その他」を

「前2号に掲げるもののほか、」に改めて、改正後の条項を第7条とするものです。

39ページ、40ページを開いていただきまして、改正前の第7条ですが、条項の繰り下げに伴いまして、第4条を第5条に改め、同条を第8条に、改正前の第8条は、1条繰り下げて第9条に、改正前の第9条は「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第10条とし、改正前の第10条から第13条までの4条につきましては、それぞれ1条ずつ繰り下げるものでございます。

また、第6条関係の別表につきまして、現行の使用区分は昼間と夜間の2区分だけですが、これを午前、午後、夜間の3段階に区分し、また使用料につきましては、現行は昼間が普通使用料で1,000円、入場料等を徴する場合は2,000円、夜間が普通使用料が2,000円、入場料等を徴する場合は4,000円と定めておりますが、これを一律に普通使用料は1,000円、入場料等を徴する場合は2,000円に改めるものでございます。

なお、過去3カ年における老人憩の家の管理経費と使用料収入の関係につきましては、平成15年度の管理運営費100万円、使用料収入は43万円ほどでございます。寄附金10万円で、差引差額は48万5,000円ほど。平成16年度は84万5,000円ほどの経費で、使用料収入が42万3,000円、寄附金10万円で差額が32万2,000円ほど。17年度につきましては、使用料は42万6,000円、寄附金10万円で、管理運営費74万8,000円、差引額22万2,000円ほどとなっております。

それでは、議案件名簿、議案つづりの40ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1項は、施行期日に関する規定で、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

第2項は、経過措置でございますが、改正後の条例の規定は、公布の日以後に実施を認められた者で、平成19年4月以後に使用するものについて適用するものでございまして、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた場合であっても、平成19年3月31日以前に使用するものについては、改正前の規定により取り扱うというものでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 66号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

議第 67号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 67号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

産業振興課長（土屋孝一君） それでは、議第 67号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

それでは、議案件名簿の 41ページをお開きいただきたいと思います。

議第 67号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、別紙 42 43ページを別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、使用料の見直しに伴う所要の改正を行うためでございます。

条例の改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきますので、説明資料の 41ページ、42ページをお開きいただきたいと思います。

左側奇数ページが改正前、右側偶数ページが改正後で、アンダーラインの部分が改正箇所でございます。

今回改めますのは、1つに、今回の見直しに当たり、減免、免除についての全施設共通の基準が示されたことにより、減免規定であります第 8 条を次のように改めるものでございます。

使用料の減免、第 8 条、市長は、特に必要があると認めるときは、別表に定める使用料を減免することができる。

2 項、前項に規定する使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。

1 号、市の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共催で使用するとき。全額免除。

2 号、公共的団体の主催で、第 1 条に規定する目的のために使用するとき、又は市内の保育所、幼稚園若しくは小・中学校の主催で、園児、児童若しくは生徒の教育目的のために使用するとき。全額免除。

3号、公立小・中学校（市内等の公立小・中学校を除く。）又は公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使用するとき。5割の減額。

4号、国の機関又は地方公共団体の主催で、その目的が公益のために使用するとき。3割の減額。

5号、前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。3割の減額とするものでございます。

次に、使用料でございますが、別表第6条関係を別表第7条関係に改めます。

別表第7条関係、会議室等使用料につきまして、次のように改めるものでございます。

まず、区分欄の使用単位欄を削除し、次に、時間の使用区分につきまして、これまでは昼間と夜間の2区分で行ってございましたものを、今回の見直しに当たっての統一化によりまして、午前9時から12時、午後13時から17時、夜間18時から21時の3区分に改めるものでございます。

次に、使用料でございますが、今回の改正では、施設使用料の統一化等による最低時間単価300円を基本としております。ただし、大会議室につきましては、面積的な要因から、時間単価を600円としております。

それでは、大会議室でございますが、昼間の普通使用料2,000円を新たな区分の午前1,800円、午後2,400円に、夜間の普通使用料3,000円を1,800円とし、昼間の入場料を徴収して使用する場合の4,000円を、新たな区分の午前3,600円、午後4,800円に、夜間の入場料等を徴収して使用する場合の6,000円を3,600円に改めます。

なお、普通使用料、下段の括弧書きの部分につきましては、後ほど備考で説明させていただきます。

和室につきましては、夜間の普通使用料1,000円を、午前900円、午後1,200円に、夜間の2,000円を900円とし、昼間の入場料を徴収して使用する場合の2,000円を午前1,800円、午後2,400円に、夜間の4,000円を1,800円に改めます。

小会議室につきましては、昼間の普通使用料1,000円を、午前900円、午後1,200円に、夜間の2,000円を900円とし、昼間の入場料等を徴収して使用する場合の2,000円を、午前1,800円、午後2,400円に、夜間の4,000円を1,800円に改めます。

農産物加工研究室につきましては、昼間の普通使用料2,000円を、午前900円、午後1,200円に、夜間の3,000円を900円とし、昼間の入場料等を徴収して使用する場合の4,000円を、午前1,800円、午後2,400円に、夜間の6,000円を1,800円に改めます。



いきがい工作研究室につきましては、昼間の普通使用料 1,000円を、午前 900円、午後 1,200円に、夜間の 2,000円を 900円とし、昼間の入場料等を徴収して使用する場合は、2,000円を、午前 1,800円、午後 2,400円に、夜間の 4,000円を 1,800円に改めます。

次に、備考でございますが、1といたしまして、普通使用料について、使用時間が午前、午後、夜間の区分で使用する場合には、各使用料上段の使用料金を徴収します。

2といたしまして、普通使用料につきまして、使用時間が午前、午後、夜間の区分に満たない場合は、1時間ごとに各普通使用料の下段括弧内の使用料金を徴収するものとし、この場合においては、使用時間は1時間未満のときは、1時間とみなして計算するものとしてございます。

次に、附則でございますが、議案件名簿の 43ページに戻っていただきたいと思っております。

附則。第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただくものでございます。

第2項といたしまして、この条例による改正後の下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行の日以後に使用の許可を受けた者で、平成 19年 4月 1日以後に使用するものについて適用し、同日前の使用については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で、議第 6号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 教育委員会でも質問したんですが、担当課が違うので、改めて質問したいと思っております。

括弧書きということで、時間使用で別料金をつくっていただいたのは、大変ありがたいと思います。細かい配慮をいただいたなという感想を持っております。

先ほど申しましたように、週に1回とか、月に2回、3回、市民のサークルが使っているケースがありまして、この値上げだと、やはり年間万単位の値上げになって、市内のサークルにとっては大変な経済的な負担になるんですが、その辺の取り扱いの減免に対する考え方をお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

産業振興課長（土屋孝一君） サークル活動等につきましては、この後規則の方で、減免規定の中に、市長が定める3割減免ということがあるんでございますけれども、こういうものの中で、その団体の構成内容、例えばご老人等がほとんどの構成員であるとか、子供がほとんどの構成員であるとか、そういう内容に応じまして、規則の方で減免規定3割の対象とするというような配慮をしていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 老人とか子供ということもあるんですが、この稲梓の基幹集落センターにつきましては、建設のいきさつ等考えますと、やはり地域の振興ということが大きな眼目になるかと思うんです。ということで、地元のサークルということについても、特段の配慮をお願いしたいということをお願いをして終わります。

議長（森 温繁君） ほかに。

2番。

2番（土屋 忍君） 稲梓の基幹集落センターというのは、ほかの公民館と違ってかなり特殊で、ご存じだと思いますけれども、今現在稲梓の地域のいろいろなグループ、教育だとか、文化の振興ということで、いろいろなグループがありまして、例えば剣道だとか、囲碁の関係とか、いろいろありまして、ほとんど毎日と言っていいほど、特に上の大会議室などは使われておりまして、使いたくてもなかなかあいていないというのが現状なんですけれども、と申しますのは、そのグループの方々はほとんど減免というんですか、無料で今現在使われていると思います。年間の使用料といいましても、やはり5万幾らとか、そういう形で、この値上げをすると、かなりの金額、五、六十万の値上げを見込んだ計算をしているというような話をちょっと聞いたんですけれども、ほとんどのグループが無料で今使わせてもらっております。

そうした場合に、本当にこのままいくと、ほとんどの方が夜間の使用が今多いんですけれども、表で見ますと、3,000円が1,600円、1,800円になりますよと、いかにも大変な値下げのように見えますけれども、実際は今話したように、無料で使わせてもらっております。

1,800円掛ける、例えば1カ月に10日ぐらい使っているグループ、たくさんございます。もう1万8,000円もどこから捻出するんだ、その方たちは、やっぱりみんなも自腹を切って当然やるような形の人たちばかりですから、もうできないよと、地元のいろいろな、かなりの

グループ、課長、知っていると思いますけれども、何十種類ものグループがあるのはご存じだと思いますけれども、その方たちはもう半分ぐらいは、こういう活動はできないだろうという地元の声なんです。あの方たちに、そういう形の中でそういう活動をもうやめさせるのかという、そういうことになってしまうんですけれども、今減免措置云々と言っておりましたけれども、その辺は本当に真剣に、今までやってきた方々の減免措置を考えるつもりがあるのかどうか、ちょっと聞かせてもらいたい。

議長（森 温繁君） 番外。

産業振興課長（土屋孝一君） 今回のこの料金の改定に当たりましては、基本的な考え方といたしまして、使用する人と使用しない人、この均衡を考慮して、負担の公平性の確保を図るということが大前提で行われております。今、議員がおっしゃいましたように、ここの施設につきましては、設置の特殊な経過、地元寄附等の特殊な経過から、今まで地元に対する優遇的な処置がずっととられております。現実的な面でありますと、年間約 330万円程度の維持管理費を要しておるわけですが、実際の使用料は去年で3万 8,000円ですが、こんなような状況でありまして、公営性の観点から、今回このような見直しとなりましたけれども、一応その見直しに当たっては、前年度に一回、利用団体等とお話し合いの中で、急激な利用料金を上げられると、自分たちも大変になるということの中で、いろいろな検討がなされまして、時間単価、ここの施設についてだけですけれども、時間単価での使用を認めると。例えば3時間、午前中、これはありますけれども、午前3時間とか、この金額が示されておりますけれども、実際には2時間であったとか、会議で1時間であったとか、こういう場合には1時間単位で料金をお願いしていくというふうな特別な措置を講じてございます。

また、なおかつ特殊な対応でございますけれども、地域づくりという観点から、地域の区でありますとか、消防団でありますとか、こういう特殊な公共的団体につきましては、一応全額免除という形をとらせていただいております。

このような形の中で、この施設につきましては特殊性がありますけれども、何とか基本的な考え方である負担の公平性の確保の観点から、今回このような形でお願いしたいということでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 2番。

2番（土屋 忍君） 料金の件はそういう形でお願いしたいんですけれども、この改定に絡めて、この施設の、今現在管理人があそこに寝泊りして管理をしているわけなんですけれど

も、それが本当に必要あるのかという、ちょっと大胆発言ですけれども、本当にあそこに寝泊りして、ほとんどの経費がかかっているというのはあその光熱費だと思います。

そういうことからして、別に例えば館長というんですか、そういう人を選任して、その方にかぎを持ってもらってやるというような、経費削減というのは検討したことはないでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

産業振興課長（土屋孝一君） 管理人をやめるということまでは、申しわけございません、検討はしてございませんが、今、議員おっしゃいますように、経費の削減等の中で、館長だけで対応ができていくのか、またそれは施設を利用する団体の方たちのご協力が得られて、清掃等、そういうものが完璧に行われていく過程の中でならば、案外その辺は考えられるのかもしれませんが、それは今後の課題という形でお願いしたいと思います。

それから、先ほどちょっと答弁が漏れておりました。減免の関係ですけれども、先ほども言いましたが、規則の方で、そういう特殊な団体の構成要員等を加味しまして、市長が認める3割減免というものを、これを適用していきたいと考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 2番。

2番（土屋 忍君） 課長、最後になりますけれども、いろいろ話を聞きますと、管理人さんて要らないんじゃないかというような、地元の声もちらっとあったりもして、この間もちょっと全協で話しさせてもらいました、台風のときに、あそこ緊急の避難場所にはなっていて、そういう指示は下田市からしたけれども、あそこの人たちが寝ていて、あそこをだれもあけてくれなかったと。地域の人が怖いもので、自分の家にはいられないもので、仕方なくあの駐車場で、車の中で夜を明かしたと、そういう悲惨な話を聞くと、もうちょっと真剣に、ただ市の方で文句を言うということでなくして、根本的に考える必要もあるんじゃないかということを今ちょっと言わせてもらったんですけれども、意見ということでお願いします。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 67号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

議第 68号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 議第 68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案名簿の 44ページをご覧ください。

議第 68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案の理由は、収集処理手数料の新設及び持ち込み手数料の額の見直しを行うためでございます。

環境省は、平成 13年に一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであるとの基本的な方針を示しており、全国的にも、4割以上の市町村における収集ごみの有料化がされております。ごみ処理の効率化の検討やコスト削減に努めているところですが、焼却炉施設の修繕費用や処理に係る財政負担も現状では重くなっており、この数年で、多くの市町村が有料化に検討と導入を進めていることを考慮し、収集手数料の新設により、現在市が週2回収集しておりますごみ袋の有料化を図り、ごみ処理費用の財源の一部としたいものでございます。

その方法は、現行の指定ごみ袋を廃止し、新たに手数料を上乗せした収集ごみ袋を収集処理手数料とするものです。また、あわせて持ち込み手数料の改定をさせていただきたいと提案するものでございます。

それでは、条文の内容につきましては、条例改正関係等説明 資料の 43、44ページをお開きください。

奇数ページが改正前、偶数ページが改正後で、アンダーラインが引かれている部分が改正する箇所でございます。

第6条は、市が収集するごみの排出方法として、収集ごみ袋を使用することを明確に規定する条文を追加するものでございます。

改正後の7条は、改正前の6条を繰り下げるもので、以下、改正後は1条ずつ繰り下げられております。

次に、別表1をご覧ください。

有料化されるごみ袋を収集手数料と新たに規定するものです。取扱区分の欄ですが、有料化はリサイクル分別収集されないものです。金額の欄ですが、30リットル指定袋を20円、45リットル指定袋を30円、75リットル指定袋を50円とするものです。

次に、持ち込み手数料の金額の改正でございます。現在のはかりが10キログラムの単位であるため、単位表示の変更、一般可燃物等は10キログラム当たり70円と改正し、40キログラム以下無料を20キログラム以下は100円とし、粗大ごみについても、40キロ以下無料であったものを、20キロ以下100円とする内容でございます。

それでは、議案名簿に戻っていただきまして、46ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は、平成19年7月1日から施行するものです。

新たな指定袋の販売は、従来の指定ごみ袋を販売している小売店等に委託するものですが、施行日は小売店での販売開始日です。

附則の2項ですが、7月1日より9月30日まで、旧指定袋でも排出することができることを規定し、新指定袋と旧指定ごみ袋の混在を認め、この3カ月間の間に、家庭での旧指定ごみ袋を使い切っていただきたいと考えております。今回の改正により、年間ペースで4,000万円の手数料増を見込むものでございます。

以上、雑駁ですが、議第68号 下田市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。よろしく審議のほどお願いいたします。議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） この廃棄物の処理及び清掃に関する条例に伴います市の条例の改正は、大変大きな改正点を持っているというぐあいに思うわけでございます。この説明資料の45、46ページのところを比較していただくとわかるわけですが、今までなかった収集手数料を設けるというところに大きな特徴があると思うわけです。

これは、国の指導があるのですらんだと、こういう説明でございますけれども、従来の持ち込み手数料と当然収集手数料は、概念が違うんだということではあると思いますけれども、1キログラム3円と、あるいは袋ですから、キログラムが30リットルというぐあいに単位が違いますので、単純には比較ができないわけでございますけれども、結局その下の持ち込み手数料のところを考えますと、瓶、ガラス、缶類が10キログラムについて70円だと、そ

この部分は、従来は1キログラム3円ですから、30円だったものが70円に値上げをすると、こういうぐあいに理解ができようかと思うわけです。2倍以上にするよと、持ち込み手数料は。そして、今までかかっていなかった収集手数料は、袋に3つに分けていただきますよと、こういうことで、しかもそれが年間4,000万円になると、こういうことだと思うわけです。

そうしますと、本来そういう意味では国の指導があるとは言いながら、自治体の固有の事務であるべきごみの収集処理をお金をかけて、しかもこれが減量化されるかといいますと、少しもそのところには影響がないというような形態にならざるを得ないと思うわけです。

廃棄物を捨てるのも、燃やすのも、また燃やすものだと、やはりこういうとらえ方ではなくて、どうリサイクルしていくか。生産、流通、消費に至るこの経済活動のそれぞれの部門で、ごみとしてではなく、資源としてごみをなくしていく、こういう発想が必要だろうと思うわけですが、これはまさに一定のお金を出せば、どんどん捨ててくださいよと、しかも現状の中では、焼却施設が一昨年は1億円も修理がかかり、去年は4,000万もかかると。こういう中で、ごみの減量化の部分には、何ら影響がせず、むしろ住民から料金だけいただきますよと、こういう体制ではいかなものかというぐあいに思うわけでございます。

それで、さらに下の持ち込み手数料のところにも、やはり問題があるんじゃないか。特に粗大ごみの処理体制が今、郡下を挙げて、県下すべてその一定の1社に委託をされていると、こういう現状があるかと思うわけですが、やはりそういう点にきっちりメスを入れていくということは必要ではないかと思うわけです。

粗大ごみを出した量と、それが処分されて返ってきた量がほぼ変わらないよというような、やはり現状があってはならない。郡下の粗大ごみが出田に集中して、その返品が返ってくるというような実態がそこにあるのか、郡下全部一定のところの一定の業者が扱っているわけですから、そういうものをこの料金体制だけではなく、きっちり指導をしてごみを減らしていく、こういうことが必要だろうと思うわけです。

特に、瓶、缶や容器リサイクル法や家電リサイクル法という法律ができて、そういうところの回収が始まっているわけですから、そういうものの形態と、この料金体制というのがどのように作用し合うのかというようなことが大変大きな課題になってこようかと思いきや、すけれども、そういう部分の十分な検討はなく、料金だけ値上げしていかうというのは、このごみ処理の費用を税金の上にさらに料として二重にいただくというようなことになりはしないか、そういうものをどのようにきっちりした形で避けていくのかということが必要かと思えます。

そういう観点からいきますと、一番上ですけれども、改正前は一般可燃物、瓶、ガラス類、缶類及び金物となっておりますが、収集手数料の方ではリサイクル収集を目的に収集する新聞、雑誌、段ボール及びペットボトルを除く一般可燃物、ですから新聞や雑誌、段ボールについては、これは料金をとらないということだと思わすけれども、そうしますと、具体的に料金をとる一般可燃物というのは、具体的な例としてどういうものが現状多いのか、想定しているのかということもあわせてお尋ねしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 沢登議員の質問の初めの部分は、地方公共団体の固有な事務ではないだろうかということですが、繰り返しますけれど、とりあえず地方自治法の中で、22条で当該地方公共団体の事務で本来手数料をとることができるよという部分で、先ほども申し上げましたけれども、平成 13年の環境省の告示により、排出量に応じた負担の公平性及び意識改革を進めるために有料化を推進するものだということでございます。

2つ目の粗大ごみのといいますけれども、粗大ごみは現実的に下田市からある1つの業者に行っておりますが、その量をはかって、現実的には直接持っていっている方があるもので、その戻り分が一応持ってきているというようなことで、こちらから持っていった分よりも少し多目に帰ってくるのが実際です。ただ、その辺を今後も十分検討していきたいというふうに思っています。

それと、先ほどちょっと誤解があったようですけれども、中身の部分で、1品目はなるべく袋の中に入れてないで、リサイクルの方のステーションに回していただきたいという部分でございます。だから、有料ごみ袋になる場合には、そういうリサイクルになるものは、リサイクルの収集日に出していただくもので、その指定袋に入れてほしいということを言っている部分でございます。

リサイクルの方も、現実的に、職員が粗大で出てきたものを壊して、金物をとって、再三申し上げますけれども、今年度も大変な金額が、大変な金額というか、少しでも、毎年 毎年多くなって、処理してきているような状況でございます。努力してリサイクルをやっているというところでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 具体的に申しますと、この1条のところ、雑誌や段ボール等についてはリサイクルにのせてほしいと。そうしますと、この対象になる一般の可燃物というのは、



台所とか、そういうところから出る食べ物かすというんでしょうか、そういうものが恐らく中心になるのではないかと。あるいは新聞の広告等が、雑誌、段ボールの中に入らずに、廃棄物の方に入るのかもしれませんが、有料になるごみの種類というのは、今、市民が出しているごみの内容からいって、どういうものになるのか。例えば今言ったような食事のかすというようなものであれば、袋に入れて出すというような方向ではなくて、畑に戻すとか、コンポストの方にやるとか、一定の努力をしてきているわけですから、そういうものをより一層充実させていく、宣伝もしていくという、そういう取り組みがまずより一層なければならないんじゃないかということを行っているわけでございます。

そういう一定の取り組みがありながらも、まだそこら辺が十分ではないのではないかと。先にごみをどう減らすかというところの努力を、この料金値上げの前に、より一層していただいたらいかがなものかと、そういうぐあいに思うわけでございます。

形態的には、この4,000万の手数料を取るということであっても、やはりごみを燃やして基本的に処分していくんだというような方向で定めていますと、またそれは修理費が4,000万どころでとどまるわけじゃなくて、1億からの、あるいは建てかえということになれば、それ以上の費用がかかるということになるわけですので、もう燃やしてごみを処理していくんだという方向を一方でとりながら、それをむしろ切りかえていくという方向を今定めるべきではないかと、そういう観点からの検討が必要ではないのではないかと、そういうぐあいに思うわけです。

具体的には冷蔵庫であるとか、あるいは自動車まで、それぞれ製造者に一定の処分の費用を負担していただいて処分をするんだという、不十分ながらもそういう方向というのが出てきているわけですので、その点はその関連性というものはどうなのかということを知っているわけでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 市としても、環境審議会等でも、大黒議員さんなんかも、やはりそういう処理機等で農地還元をすべきじゃないかというようなことがあります。現実的にコンポストという部分で対応してきたときがありましたけれども、今は時代が進んで、生ごみ処理機というような部分もあって、みんな畑が、田んぼがあればよろしいんですけども、なかなか町中の人にはないと、そういうものを買っても有効に発揮できないところがあります、できる限りそういうところは今後研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番よろしいですか。

15番。

15番（土屋誠司君） ごみの収集の手数料の値上げをする前に、資源化とか減量化をどのようにやられてきたのかなというか、そのことを聞きたいんですけども、というのは、静岡県は平成2年までに、15年ベースで1割減らせというあれがありましたよね。それで下田市はそれについてどのようにしてきたのかなと思って。自分は前からコンポストとか、枝葉チップ処理して、灰は減らせということはずっと言ってきたんですけども、下田の場合は、燃やした方が安いというか、そういう感覚でやってこなかったんですけども、ですから、皆さんから取るというか、そうする前に、排出の灰を減らすと、その方法をどのようにやっているか。それを先にやってからやるべきだと思うんですけども。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 現実的に減らすという部分は、我々も当然そういうふうなことは常識的に思っています。3アールというようなことが今叫ばれておりまして、ぜひともそういうふうに向かってやっていきたい。現実的には、燃やせばという部分で、どうしても現実的には焼却しているのは実態かと思いますが、今後、今、沢登議員も言われましたように、できる限りリサイクルのいい方法を使って、処理費のかからないような方法を考えて、今後も減量化に努めていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） だから、15年から減らせということになっているけれども、下田はやっていないと思うんですよ。ですから、ぜひ、今、燃やすものを減らしてきまして、下田は多いですよね。それからあと枝葉、剪定枝は野焼きが禁止になったのでそれが増えてきた。それを灰にして、7,000万ぐらいですか、灰にして捨てるよりは、チップ処理して農地還元とか、そういうことの費用はそんなにかからないと思うんですね。手数料はちょっとかかるかもしれないけれども、今は水曜日が人為的にやりますよね、そういうことをぜひ、上げる前に考えてほしいと思います。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） ちょっとお聞きしたいんですけども、ここに粗大ごみの中にユニット型エアコンディショナーが1台につき1,500円ですか、テレビジョンが1台につき1,000円、

電気冷蔵庫 2,000円、洗濯機 1,000円というふうに書いてありますが、これは何の数字ですか。この金額を払えば、焼却場に持っていけば引き取ってくれるというふうなことなんですか。まず、この説明をちょっとお願いします。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） それは、リサイクル券を買った人が、我々の環境対策課へ持ってきたときの郵送料です。運び賃です。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） ということは、家電リサイクル法によって、電気製品に関しては一応原則としては郵便局でリサイクル券を購入して、それで市の焼却場へ持って行って送るということなんですけれども、市内ではそういうふうなのが面倒くさい、もっとすぐに受け付けてくれるところがある、この金額なしで、そのまま受け付けてくれるような業者があって、みんなそっちの方に持って行くようなことになってはいますけれども、そこら辺のところは、一応それはどういうふうに解釈すればいいんですか。ある業者は、この金額なしでも持っていけば、それで処分してくれますよね。でも、家電リサイクル法の原則というのは、要するに指定した製品、テレビとか、洗濯機に関しては、この辺で言えば、一度伊東の方に特定の集荷場がありまして、そこに持って行って、そこで分類選別して、使えるものはそれぞれのメーカーにもう一度引き取ってもらう。メーカーは、そういうふうな部品を再生するというふうなことで、それぞれメーカーごとに集荷場も決められておりますし、そういうふうな形で処分しなさいというふうなことを、家電リサイクル法で規定されているわけですよ。

それに基づいて、一度市の焼却場に持ってきたものは、そういうふうなルートに沿って、下田から伊東まで送っていく、その料金だというふうに説明されましたけれども、それがほとんど下田の場合なされていませんよね。現実にこれによって得られる下田市の収入、利用料金、これがどのくらいあるかといったら、ほとんど何万単位ですよ、年間でね。ということは、ほとんど送られていないわけですよ。

その他にも、電気製品を買ったところで、そのままお店の方で引き取って処分してくれるということはありますけれども、でも多くの場合、焼却場を経ずして、特定の業者で処分されている例が多々あると思いますけれども、そこら辺のところ、前からちょっと家電リサイクル法の概念からいって、ちょっとおかしいんじゃないかというような疑念が若干あったんですけれども、そこら辺について、市はどういうふうにとらえているのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

## 会議時間の延長

議長（森 温繁君） ここで時間を延長いたします。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） ある業者のところにいっているという部分ですけども、通常リサイクル法では、電気屋さんがそのまま伊東の集積場に持っていくという部分です。

私は、リサイクル法の、郵便局でリサイクル券を買って、ちょっと持っていくのが容易でないからという部分で、現実的には清掃事務所へ持ってくる、環境対策課へ持ってくる部分がありますから、それについては我々、今の料金でそこのところへ届けているという部分です。

ただ、ある業者は、とりあえずできるのは、その破碎処理施設を平成8年に設置したという経過があります。そして、その部分で、あといろいろ、当時リサイクル法ができるときに、下田市で近隣の町がありますけれども、そのときに下田市で処分の許可があれば、一応個人がその施設に持っていければ、それはいたし方ないというようなことになっておりまして、そういう形で持っていっているのかなというふうに判断します。ただ、電気屋さんに持って行って処分しているのが通常かと私は思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 業者の方に持っていったら、業者はどういうふうな、法に基づいて処分をしているんですか。その業者、その場所で解体していると思うんですけども、それはどういうふうな法律に基づいてそういう作業がなされているのか、それについて市はどういうふうに関与しているのか、教えてください。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 今言った廃棄物、廃掃法の関係で規定で許可しております。下田市が処分の許可を与えております。廃棄物処理清掃に関する法律です。

議長（森 温繁君） そのほかに。

12番。

12番（大川敏雄君） 基礎的なことをちょっと教えてください。

まず、今回の新設の収集手数料、例えばここで金額が出ていますが、45リットルの指定袋

を1袋30円で買うんだと。すると、その30円は、小売店があるね。それに30円払うんだと思うんだけれども、その30円が市に入る部分と業者に入るというのは割合があるんじゃないかと思うんです。これはどういうぐあいになるのか、ちょっと基礎的なことを1点。

それから、今回の収集手数料あるいは持ち込み手数料の見直し、これに伴って、順調に軌道に乗ると、年間、新設の方はお幾らになるか。そして、持ち込み手数料の見直しによってどれだけ増額して、トータル幾らぐらい年間入りますよと、こういう試算もしていると思いますので、教えてください。

それから、私も余り買いに行ったことがないんだけど、今指定袋は近所の店で売っていますね。多分これ、制度化になると、近場では売っていないんじゃないかと思うんですよ、売れないようなシステムになるんじゃないかと。やはり一定の大きいところだとか、売る小売店の指定が狭まってくるんじゃないかという推測ができるんですが、これは今実態は、この制度が導入された場合、指定袋は今のよう、歩いて5分行けばどこでも売っていますよと、たばこ屋でも、こういう形が維持できるかどうかを、3点目教えてください。

それから、この条例では、施行期日が、珍しく来年の7月1日だというわけだ。9月 ですから、10ヵ月間。これについて、要は市民的なPRも当然必要でしょうし、いろいろ今の袋の在庫だとかなんとかいろいろあるんだろうと思う。そういうことで10ヵ月見ていると思うんですが、この辺の移行のスムーズな手続、市民的なPRね、仮にこれが値上げしますよと、見直しますよとなった場合に、それをどう考えているか。施行月日を平成19年7月1日にした理由ですね、これをひとつ教えていただきたい。

それからもう一つは、私みたいに夫婦でいるところとか4人家庭、一般家庭で今回の持ち込みが入ると、大体平均年幾らぐらいいく、1ヵ月でもいいですよ。週に2回ですから、年間大体各家庭にお幾らぐらい負担増になるか、こういう点もぜひ素人に、市民にわかるように、新たな制度導入ですから、やっぱりあなたから説明する必要があるんじゃないかと思って質問させていただきました。

議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げます。10分間休憩したいと思いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） それでは、10分間休憩いたします。

午後 3時58分休憩

午後 4時 8分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議第 68号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 先ほどの年間幾らぐらいの部分と言われましたけれども、それは持ち込みごみ手数料 2,000万円、指定ごみ袋の手数料 2,000万円です。

それは、どういうふうな計算、計算までいいのかな。それはまた。

今現実的に、45リットル袋がもう一番使われている。90%以上使われているという解釈ですけれども、今大体それが1枚 10円弱か、店によって9円とか、いろいろあろうかと思えます。そのうちの約 10円としても、20円が市に入ってくる。解釈的には、現実的に 100万枚、年間売れているような感じがしますもので、これは約ですけれども、1万世帯が大体、これは私の計算ですけれども、年間 52週あります。そうすると、大体 52週で2回集めに来ますから、100という考え方。それに 30円を掛けますと、大体年間1件当たり 3,000円ぐらいの金額というようなこととなります。

それと、近所の店でよく買えたんだよと言いますが、これは今現実的に登録されているのが下田市で 140店ばかり小売店があります。今後はその 140店をまた同じように、一応またここで申し込んでいただくなり、何なりしていただいて、そして今の現状の小売店と変わらないような形でいきたいと思いますが、ただ、20袋届けてくれとか、100袋で終わりにしてくれという、これはコストも高くなるかと思えますもので、やはりある程度の枚数、1つの段ボールの中に大体 600枚入っています。だから、せめて1段ボールぐらいを単位として注文できる小売店にしてもらいたいなというふうなことを考えています。

それで、なぜ7月1日なんだというようなことですが、袋の製造が、主に今海外、中国とか、台湾とか、インドネシア、マレーシア、そういうところで製作をしているというようなことをございます。そこから注文をすると、やはり二、三カ月船に乗ってきますもので、かかるんじゃないかというように思います。

そういう部分で、日にち的に十分いろいろなことがありますもので、現実的に在庫の調整が、今、現指定袋の調整がうまくできるようにしたいと。そして、各戸においても、その辺を十分に今から、この議会を通ったら、すぐに住民の説明会をして、いろいろ段取り的なものがありますもので、その指定袋を、今あるものを使っていたきたいということもしたい

ということで、7月1日というふうに決めました。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） この件については、僕も失言したんですが、全協で細かく説明してあるというような話をお伺いして、大変申しわけないんですが、ついでに郡下の動きはどうなんですか、ちょっとそれも参考に教えてください。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 郡下の動きは、現実的にはもう松崎町、西伊豆町がとっくに実施しています。それで、南伊豆町が下田の後を追うように来ます。それと、伊東市も現実的には来年度からやりたいというふうになっております。ちょっと異論がありましたけれども、現実的には、伊豆の国等はまだ何年か前からやっているという状況で、西伊豆、松崎、下田という順になるんじゃないかというふうに思っています。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） どうもご親切にありがとうございました。大変失礼しました。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

1番。

11番（梅田福男君） 私もピン・カンでお世話になっているんですけども、ただ、市民の中には、最近ペットブームで犬、猫を飼っている人が非常に多いそうです。犬、猫はお亡くなりになって持っていくと、民間でやっているから民間へ持っていけと清掃事務所に言われるというんです。下田の清掃事務所でそういうことを言っているのかどうか、私は疑問に思うんですが、いかがですか。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 今、現実的にペットの火葬については、この前議会でもお話ししましたがけれども、火葬のペットの焼却炉が、煙突の真下にある。なので、煙突がこの前剥離をしたりして危険で、亀甲金網を今やって、ぼろぼろコンクリートがはがれておりますので、危険であるために、今中止としております。

そういうことで、民間の方という形になっています。

議長（森 温繁君） 1番。

11番（梅田福男君） そうすると、民間へお持ちになりますと、非常に使用料が高いというわけです。下田市は5,000円でしょう、1頭が。向こうへ持っていくと、どういう方法か

知らないけれども、高くつくという、市民には、非常に景気が悪い中で高くついて困るんじゃないかというおしかりを受けるわけなん ですけども、それは知っておりますか。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 私の方からすれば、5,000円という部分でやっておりますから、業者の方も5,000円だと思いますが、いろいろ花をつけたり何なり、いろいろしていくから値上がるんじゃないかなというふうに私は思います。

議長（森 温繁君） 1番。

11番（梅田福男君） そういうわけで、市民が非常に困るわけなんですけれども、できるものなら、煙突も早く修理してあげて、それで扱うようにしてやってくださいよ。これブームで最近すごいんで、民間がね。これ高いところへ、失礼ですけども、持っていくということは、これは負担が非常に多くなりますからね。ぜひ下田市で扱ってくださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに。

14番。

14番（増田榮策君） すみません、時間が長くなって。

今回のこの値上げによって、約4,000万、1件当たりの負担が3,000円ぐらいですか、2,500から3,000円ぐらい。これだけの値上げになると、かなり市民からの反発もあると思うんですが、この4,000万の歳入に対して、具体的にはこの4,000万をどういう使われ方をするんでしょうか、政策的に。まずそれが第1点。

2点目は、私はこの政策と同時に、やはり抜本的に焼却場の今の施設がどの程度あともつのか、または最終処分場はどうなるのか、こういう点をやはり明確にする必要があるんじゃないかなと思うんです。

それと同時に、ごみの減量化、ますます少なくするというのも、私は政策の併用してやるべきじゃないのか。具体的には、先ほどほかの議員からコンポストというのがありましたけれども、私は生ごみ機械の導入の一部の補助とか、そういうのも当然旅館とか、例えば企業とか、そういうものも私は実施していくべきではないのかなと、このように思いますが、その辺どうなのか。

それから、あと2点ほど聞きますが、まだまだ個人の焼却の炉というのが多いですね。これはこんなことを言うと失礼なんだけど、旅館なんかの後ろに行くと必ずありますね、大き



いのが、まだ。それから、企業でも野焼きしているところも、堂々とやっているところもまだあります。こういうところも、こういう値上げをしてくと、かならずまた再燃するおそれもあるんですが、こういう取り締まりも私は真剣にやるべきじゃないのかなと、ますます格差が出てくるんじゃないかなと、こういうふうに思いますけれども、その点いかがか。

それから、先ほど収集のごみ袋は外国産のものを導入するということが、つくるといようなことがありましたけれども、この今の収集袋、すごく破れやすいんですね、現実に使っていると。非常に破れやすい。ちょっと固い段ボール入れると、すぐ裂けちゃうんですよ。こうなってくると、袋を買っただけで破けるだけで、これは 30円。段ボールといっても、そんなにかいものは入れませんよ。切れ端なんかを入れてぎゅーっと詰めたりすると、もう穴あいちゅうんです。本当に弱いんですよ、現実に使っていて。これは何とかならないのかなと思うけれども、その点ちょっとすみませんが。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 焼却炉の部分は、現実的に皆さん議会でも申し上げておりますとおり、来年度に向かって改修をする予定であります。最終処分場のことなんですけれども、これも以前報告しましたとおり、今、廃止の状態、何も入れておりませんし、2年後には終了届を出したいと、そっと終わりにしたいというふうに思います。

そして、減量化については、現実的に先ほども申し上げましたように、生ごみ処理機の補助金制度、各市町でも行っているようです。ただその辺はまた財政当局と現実的に話をしていきたいというふうに思っております。

そして、個人の炉、よく野焼きをしているんじゃないか、それも我々、そういうふうな報告がありますと、絶えず注意をしに早急に言っておりますから、その辺は今後も野焼きと個人の焼却炉はないようにということをアピールしていきたいというふうに思います。

ただ、袋が破れやすいという件でございますけれども、今度は余り破けちゃうと 30円損するのかなとか、金額が高いですから、これは袋の製品というんですか、中の成分を破けないような形で、それは研究して、また業者とやっていきたいというふうに思っています。

4,000万円の使い道ということは、これはもう完全に環境対策課で使わせていただくというふうに思っています。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） やはり今回のこの値上げは、先ほど言いましたけれども、まるで北海道の夕張市みたいに、もう再建団体が値上げする、ラッシュのごとく全部上げるわけです

よ。必ず市民から、これは私は反発が来ると思う んです、そういう苦情も、必ず。ですから、やはり一つ一つの政策に、やはり市民に負担をかける、その見返りを、はっきりこういう見返りがあるんだよと、値上げによってこういうことも実施するんだよということをぜひ当局側に私はお願いしたいと、こういうふうに思います。

単なる値上げだけで、金額の帳じり合わせだけでなく、こういう値上げによって、こういうメリット、デメリット、やはり明確にさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 68号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

#### 議第 69号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 69号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康増進課長（河井文博君） それでは、議第 69号 下田市国民健康保険 条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の 47ページをお開きください。

下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとし、提案理由といたしまして、国の医療制度改正により、出産育児一時金の改正を行うものでございます。

国民健康保険法第 58条は、その他の給付として、保険者は被保険者の出産、死亡に関し、条例の定めるところにより、出産育児一時金の支給を行うものとなっており、療養給付費等の絶対的の必要給付に対し、相対的の必要給付とされております。

なお、出産、死亡等の金額の変更等については、法の 12条により、県とあらかじめ協議することとなっておりますが、8月2日付で回答をいただいております。

さて、出産育児一時金は、平成 6年 10月の国民健康保険法改正により、出産という保険事故に対する一時金である助産費と育児手当金を統合して創設されたものであり、このときに

支給基準額として 24万円から、現在の 30万円に引き上げられました。この給付に対して財政的援助を行っておりますが、平成 4 年から市町村に対する補助を一般財源化し、支給基準額の 3分の2の相当額を一般会計から 国保特別会計に繰り入れております。

また、この給付に係る出産は、妊娠 4 カ月を超える者に限るとされております。

それでは、条例の改正内容につきまして、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。説明資料の 47ページ、48ページをご覧ください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの引いてありますところが改正の箇所でございます。

国民健康保険条例第 6 条、出産育児一時金の第 1 項は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として「 30万円」を支給するとあるを、右側の「 35万円」に改め、5万円の引き上げを行うものでございます。

なお、この条例に関連しまして、今回の制度改正とは別に、新しい少子化対策の子育て支援策として、出産育児一時金の受け取り代理制度が実施される予定となっております。

それでは、議案の 48ページに戻っていただきまして、附則の第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。

第 2 項は、改正後の下田市国民健康保険条例の規定は、平成 18年 10月 1 日以後の出産に係るものから適用し、同日前の出産については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議第 69号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。非常に雑駁な説明でございましたが、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 69号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

議第 70号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 70号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市民課長（山崎智幸君） それでは、議第 70号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の 49ページをお開きください。

提案理由といたしまして、今回の改正は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成 18年政令第 214号）が平成 18年 6月 14日に公布されたことに伴い改正するもので、消防組織法の一部改正による政令の整備であります。

改正の内容につきましては、説明資料の 49ページ、50ページをご覧ください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものであります。

まず、下田市消防団員等公務災害補償条例の改正前の第 15条の 7 非常勤消防団員の公務災害補償の規定は、消防団員で非常勤の者が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、市町村は政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その消防団員またはその者の遺族が、これらの原因によって受ける損害を補償しなければならないというものであり、この規定の条がこのたびの同法の一部改正により、「第 15条の 7 第 1項」から「第 24条第 1項」に移動したことに伴い、条文の整備を行うものであります。

次に、下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正前の第 15条の 8 非常勤消防団員の退職報償金の規定は、消防団員で非常勤の者が退職した場合においては、市町村は条例で定めるところにより、その者に退職報償金を支給しなければならないというものであり、この規定の条がこのたびの同法の一部改正により、「第 15条の 8」から「第 25条」に移動したことに伴い、条文の整備を行うものであります。

また、議案件名簿の 49ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成 18年 6月 14日から適用するというものでございます。

以上で、議第 70号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 1件教えてください。

附則のところ、適用が18年6月14日とさかのぼって、日にちもまたなんか中途半端な日だという気がするんですが、これはどういう事情によるものですか。

議長（森 温繁君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） これは、改正なんです、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する政令という、これは平成18年政令第214号なんですけれども、これが平成18年6月14日に国の方で公布されたということで、ここまでさかのぼるということでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第70号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この後、各派代表者会議を第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 4時32分散会